

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1996 February

2

CONTENTS

第一部 巻頭特集	
ニュージーランドの壮大な実験(中編)	3
第二部 各国のテレコム情報	15
AMERICAS	
【米国】	
スプリント/DT/FTの資本提携、条件付きでFCCが承認	16
スプリントに対する独仏テレコムの出資についてようやくFCCが承認。反競争的行為防止との名目で5つの厳しい条件が課されている。	
AT&T、40,000人の削減計画を発表	17
予想を上回る大幅な人員削減計画を発表。昨年末の管理職を対象とした希望退職を含め、事業の再編に伴って約50,000人が整理されることとなる。	
ハント委員長、FCC予算の大幅削減に抗議	18
通信改革法案により新たな任務が加わるにもかかわらず、予算を削減されるFCC。	
Vision、JSAT衛星使用に関する正式認可を取得	19
パナムサットは日本の第一種事業許可の取得に先立ち反対を撤回。又、FCCは外国政府の過去の行為は検討対象としないと言及。	
アメリカック、VDT商用認可を返上	20
FCCによるVDT規則制定の遅れが理由。既に7つのCATVフランチャイズを取得し、映像サービスを目指した設備投資計画に変更のないことを強調。	
【カナダ】	
産業省、料金リバランシング決定を一部変更	21
競争導入後の長距離料金の低下、カナダ・キャリアの保護を理由に、長距離料金の引き下げを求めず。	
ユニテル、再建計画でAT&Tと最終合意	22
焦点のAT&Tの持ち株比率は、現行外資規制枠内の33%に。スプリント・カナダは引き続き異議を唱える構え。	
産業省、PCS免許を付与	23
今後2年以内でのサービス開始を見込む。	
CRTC、衛星放送サービス免許を付与	23
BCEの出資するExpressVuと米国ヒューズの出資するPower DirecTVが取得。CATV事業者連合のHomestarは選かられた。	
ASIA	
【アジア全般】	
アジア域の衛星移動体通信プロジェクトが始動	24
シンガポール、中国の6企業の合併会社設立で、静止衛星利用の移動体通信計画がいよいよ始動。タイ、日本の企業もプロジェクト参画を検討。	
【韓国】	
DACOM、市外通話サービス提供開始	25
96年1月1日より全国をカバーしてスタート。料金は、KTより平均6%安。96年中に12.8%のシェア獲得が目標。	
LGグループ、DACOMの株式取得	25
関連会社のLG半導体を中心とするコンソーシアムがDACOMの全株式の9.84%相当分を新たに取得。LGグループの電気通信分野本格参入の布石?	
KMT、CDMA方式によるデジタル・セルラー電話サービス開始	26
【台湾】	
交通部、移動通信サービスへの民間企業の参入を認める決定	27
セルラー電話、ページング、業務用無線、移動データ通信、VSATの5つのサービスが96年1月末までに民間企業に開放されることに。	
立法院、電信法改正案等3法案を可決	27
DGTの電気通信運用部門の分離、同部門の株式会社化及び民営化、国内、国際通信への競争導入、設備ベース事業の外資への開放を決定。	
【マレーシア】	
MEASAT-1、打ち上げ	29
マレーシア初の通信衛星が打ち上げ成功。ピナリアンはMEASAT-2を含め、衛星システムに240億円を注ぎ込む。	
【フィリピン】	
拡大付加価値税を導入	30
通信料金に対しても適用され、各社が月額基本料など通信料金を値上げへ。同国発の国際通信に関しては従来の海外通信税10%の廃止により据置き。	
【インド】	
インサット2C衛星、打ち上げ成功	30
中央アジア、東南アジアをカバーし、主要都市間の長距離通信、海事通信、衛星放送などで利用。本年11月に打ち上げ成功のAsiasat-2衛星との競合も。	
MIDDLE EAST	
【イスラエル】	
イスラエル通信省、第三セルラー事業者の選定を検討	32
【ヨルダン川西岸・ガザ地区】	
新規事業者パルテル、GSM網システムサプライヤーの入札実施へ	32
EUROPE	
【欧州委員会】	
移動体通信に関する自由化指令を採択	33
今やドル箱市場となった移動体通信の成長を加速させることに。	
【英国】	
MMCによるナンバーポータビリティの裁定結果	34
BTに対して約70%の費用負担を求める内容。オフトはBTの合意なしでBT免許の改正が可能に。	
オフト、回線基本料金のプライスカップ廃止へ	35
加入回線についても競争が行われていると判断し、BTに料金設定の自由を与える。BTはパッケージ料金を導入へ。	
オフト、ユニバーサルサービスに関する諮問文書発表	35
ユニバーサルサービス基金の設立を提案。ユニバーサルサービス提供に必要な費用は年額5,000万から1億ポンドと試算。	
オフト、IDDの相互接続料金に関する諮問文書を発表	37
CATV事業者などからBT/マーキュリーへの支払いを引き下げる提案内容。設備ベースでの自由化が行われるまでの経過的措置として位置付け。	
【フランス】	
電気通信法案の概要を発表	38
公正競争環境の創出を目指して独立規制機関の設立を規定する一方、当面はフランステレコムに公共サービスの責務が課されることに。	
郵電総局、FT-ブイグテレコムの相互接続問題を調停	39
今春サービスを開始するブイグテレコムは、FTへの支払費用軽減で投資効率のアップ・価格競争力の強化を図る。	
【スペイン】	
CATV法成立	40
CATV事業者に電気通信サービスの提供が認められた本法をもってEU指令に準拠。海外企業ではUSウェストの積極的なCATV市場参入が目立つ。	
テレフォニカ、電力事業者Iberdrolaと戦略的提携を締結	41
双方の主要出資者であるBBVを通じての関係強化が?しかしながら、代替インフラ保有者とPTTとの提携は公正競争を阻害する可能性も?	
【ベルギー】	
ベルガコム戦略的パートナー決定	42
終盤に新たな出資者を得たアムステック率いるコンソーシアムが落札。ベルガコムはポスト1998に向けて海外キャリアの出資を通じて競争力強化を目指す初のEUキャリアに。	
【オーストリア】	
DT-シーメンス連合、第二GSM事業者ライセンスを取得	43
一方、エリクソンはシーメンスの参画はEU競争法に抵触するとして、欧州委員会に審査を要請。	
【ハンガリー】	
DT-アメリカック連合、Matav筆頭株主に	44
政府から通信事業者Matavの株式を新たに30%取得、出資比率を67%に高める。ハンガリーはPTTに対する政府の出資比率が過半数を割った初の東欧諸国に。	
【ポーランド】	
GSM事業者入札状況	45
3コンソーシアムのみが応札。一方、FT・アメリカックは政府・TPSAを提議、両者の関係は泥沼化。	
AFRICA	
【アフリカ全般】	
AT&Tとアルカテル、環アフリカケーブル敷設で協力	46
両社のプロジェクトを一本化、1999年の完遂を目指す。	
【カーボベルデ】	
ポルトガルテレコム、カーボベルデテレコムに出資	46
PTは旧植民地におけるプレゼンス強化を図る。	
【ギニア】	
テレコムマレーシア、ギニア進出	47
通信事業者Sotelguiの株式60%を取得することで、ギニア政府と合意。テレコムマレーシアにとってマラウイに続くアフリカ進出。	

「ニュージーランドの壮大な実験」 (中 編)

中 編 目 次

2. 市場への信頼 ニュージーランドにおける競争の導入(続き)	
2-2 規制の枠組み	4
2-2-1 独占防止策	4
(1) 参入規制	4
(2) 事業者の分類	4
(3) 管路等の設置に関する事業者の権利	5
(4) 相互接続条件	5
(5) 内部相互補助防止策	5
(6) 料金規制	6
2-2-2 競争促進策(非対象規制)	7
(1) 情報公開	7
(2) その他の非対称規制	7
2-2-3 ユニバーサルサービス	8
(1) ユニバーサルサービス提供義務の賦課対象及び形態	8
(2) 補助金及び公平性基準	9
2-3 国際電気通信に係る規制	10
2-3-1 国際電気通信に固有の問題と規制	10
2-3-1-1 国際計算料金の決定市場	10
2-3-1-2 国際通信における独占の問題と規制	11
(1) 国際計算料金決定市場における独占事業者の行動基準	11
(2) 競り合わせ	11
(3) 競り上げへの対策(国際計算料金政策)	12
(4) 一方通行再販	12
(5) 一方通行再販への対策	13
2-3-2 その他の問題と規制	15
(1) 多国籍企業における優遇(差別的)措置等の問題	15
(2) 多国籍企業における優遇(差別的)措置等に対する規制	15
コラム	
キウイ株	4
Light-handed Regulation	8

前編(KDD総研R&A1995年12月号)では、電気通信サービス市場の特性と規制のあり方及びニュージーランドにおける電気通信分野の規制緩和の経緯を概観した。

『ニュージーランドの壮大な実験』 (中編)

(注1)

株所有の例外の個別認定及び株所有と取締役会メンバーに係る上記の外資規制条項の変更及び削除は、キウイ株主の書面による同意が必要(定款第11条第5項(株所有の制限)1号及び同条第2項(権利と制限)2号1)。

2-2 規制の枠組み

以下に、ニュージーランドの電気通信分野における規制(独占防止、競争促進、ユニバーサルサービス維持及び国際計算料金に係る政策)を説明する。

2-2-1 独占防止策

(1) 参入規制

1) 需給調整等

1988年の通信法の改正による89年4月のTCNZの独占の終焉以降、需給調整(事業者数等の制限)に係る規定は無い。(同年から電気通信分野に適用された通商法は、むしろ参入阻止行為を禁じている。)

2) 外資規制

1989年の競争導入以降、外資規制はない。(一般の財やサービスと同様に適用される外国投資法(Overseas Investment Act 1973年)は、外資導入の促進を目的としている。)

但し、TCNZについては、ユニバーサルサービスの維持を目的として、以下の外資規制が例外的に適用されている(注1)。(コラム:キウイ株参照)

TCNZの議決権付き株式の所有に係る外資は49.9%を上限とする。(同社の定款第11条第5項)

取締役会のメンバーの半数以上はニュージーランド国民とする。(同第16条第4項)

<キウイ株>

キウイとは、天敵がないために翼が退化したニュージーランドに生息する褐色の鳥で、これがうずくまった姿に似ている果物がキウイフルーツです。キウイは、ニュージーランドのシンボルとして国鳥に指定されていて、コインや紙幣、切手等にも描かれています。

キウイ株とは、TCNZの会社定款に規定される特別株のことで、TCNZの外資規制及びユニバーサルサービスの提供義務規定の変更・廃止に必ず同意を必要とする権利を株主に与えています。そして、その株主こそがニュージーランド政府なのです。この

公的企業の色彩の強い規制が、特別株に係る義務という形で、その保有者である政府より課されるという形態は、英国の貿易産業大臣が所有するBTの償還優先特別権利株式(黄金株)という例があり、政府部門にまで経済原理を導入したロンギ政権の方針に合致していたので採用されたようです。因みに、キウイ株の規定を含むTCNZの会社定款は、TCNZの株式会社化に先立つ1987年2月に、司法省より、会社法(1955年)に基づく承認を得たものです。

(2) 事業者の分類

事業者を分類する規定には、ネットワークオペレータと国際通信登録事業者があるが、適正な手続きによれば承認を得られることとなっており、需給調整や活動内容の制約が目的ではない。

1) ネットワークオペレータ

10人以上のユーザに対する設備を有する通信事業者或いは500人以上の視聴者に対する設備を有する放送事業者は、商務大臣によってネットワークオペレータに指定されることができる。ネットワークオペレータに指定された場合、公道等への回線敷設権等、加入者回線部分の設置に係る必要な権利が付与される(詳細は「(3) 管路等の設置に関する事業者の権利」参照)が、指定されなくてもサービスの提供は可能である。



TCNZは常にネットワークオペレータであることが、通信法（1987年以來）第2条（用語の定義）において規定されている。

2) 国際通信登録事業者

商務省は国際計算料に係る政策遂行のため、電気通信規則（国際サービス / 1994年）において、全ての国際交換公衆網型サービスを提供する事業者に登録義務を課している。（詳細は「2-3-3-1 国際通信サービス提供に係る登録義務」参照）

(3) 回線等の設置に関する事業者の権利

通信法（1988年改正）により、ネットワーク建設に伴う事業者が所有しない土地及び道路への回線設備等の設置・管理に係る権利が規定されている。特に、事業者が所有しない土地への設備の設置に関しては、必要と判断される（代替ルートが無い等）場合、土地所有者に対する地方裁判所の命令が得られる旨が、又、いかなる道路においても、当該地域の管轄する官庁が規定する条件を満たすことを条件に、路面工事が可能である旨が規定されている。

(4) 相互接続条件

一般の財又はサービスと同様に、通商法（Commerce Act、1986年制定、1990年改正）の第2部（制限される取引行為）における、独占的行為（市場支配力の濫用による反競争的な行為や合意等）の禁止規定が適用される。このため、相互接続に係る問題は、相互接続料金や番号計画等の個々の事項について、裁判において反競争的か否かの判断がなされる。

相互接続（相互接続ルール、強制力）については、競争導入における最重要課題との認識をニュージーランド政府は有していたが、競争導入前の1988年、特定産業に固有の規制を極力回避する方針を有していた政府に対し、TCNZが「公正かつ合理的な相互接続を行う」旨を宣誓したことを受けて、具体的な規制等は設けられなかった。但し、政府は、市場の動向に応じて相互接続関連規制を導入する用意がある旨を、数度にわたって公式に述べている。（コラム：Light-handed regulation参照）

相互接続条件は、「3.市場は失敗した」の主な論点であり、後に詳しく見ることとする。

(5) 内部相互補助防止策

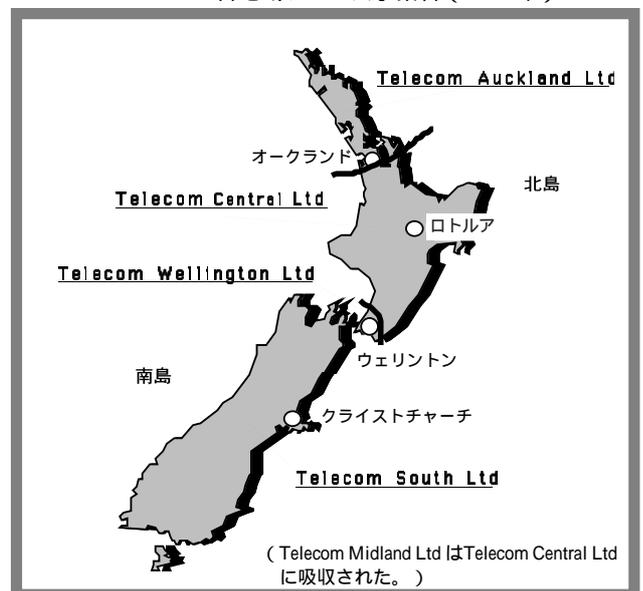
1) 通商法第2部

内部相互補助は、相互接続条件と同様に独占維持のための反競争的行為に当たるため、通商法（Commerce Act 1990年改正）第2部（制限される取引行為）の独占的行為の禁止規定が適用され、具体的な事項について裁判所において判断がなされる。

2) TCNZの対応

1989年の競争導入当初、ニュージーランド政府は内部相互補助防止に係る新たな規制等を設けなかった。これは、TCNZが、ローカルサービスと長距離サービス（国際を含む）の間のリバランスを目的とする構造分離（組織図参照）を行い、これによ

TCNZの各地域サービス事業者（1990年）



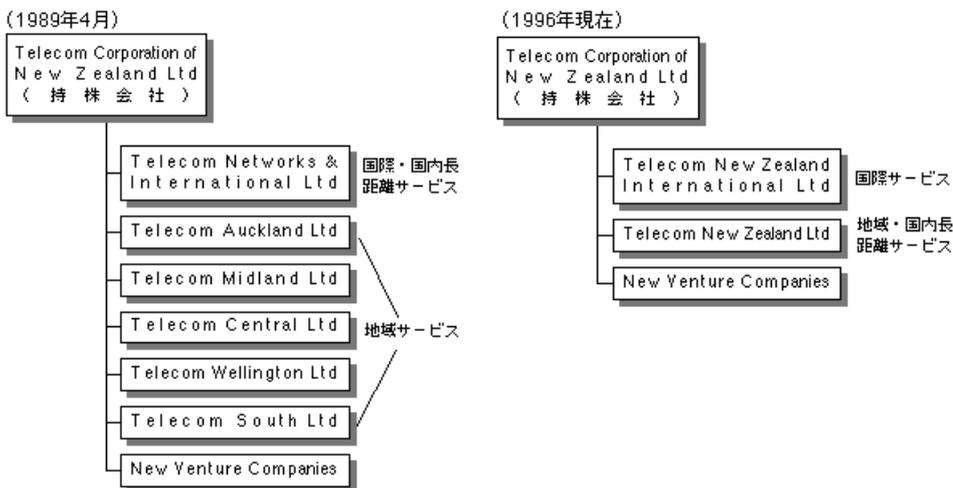
『ニュージーランドの壮大な実験』
(中編)

り内部相互補助を行わず、関連事業者と競争事業者を同等に扱うことを宣誓したことを受けたものである。(コラム: Light-handed regulation 参照)

しかし、ユーザに長距離サービスを提供するのはローカル子会社であり、長距離子会社は長距離サービスに係る設備・運用をローカル子会社に提供する形態となっていたため、TCNZが提供する長距離サービスのローカル部分に係るコストに不明瞭さは残り、長距離分野の新規参入事業者がローカル網へのアクセスについてTCNZに支払う接続料金において、反競争的な取扱いが行われる可能性が残る形態となっていた。

また、1993年4月には、国内通信部門を統合してTelecom New Zealand Limitedを設立したため(下図参照)、ローカルサービスと国内長距離サービスの構造分離は無くなり、後述するとおり、同年12月の電気通信規則(情報公開/1993年改正)においても会計分離は規定されなかったことから、内部相互補助の監視機構は現在は規定されていない。

■ TCNZの組織図



3) 情報公開

1990年の通信法の一部改正及び電気通信規則(情報公開/1990年)の制定により、TCNZは親会社・各子会社及び各部門間での会計分離(の形態での財務データ等の公開)が義務づけられた。その後1993年4月のTCNZの組織改正を受けて同年12月に電気通信規則が改正され(情報公開/1993年改正)、財務状況報告はTCNZの主要子会社となったTelecom New Zealand Limited。(ローカル及び国内長距離サービスの運

用・提供)のみに課されることとなり、会計分離義務は緩和されている。(詳細は2-2-2の「(1) 情報公開」参照)

(6) 料金規制

通信法(1988年改正)には料金関連規定はなく、料金改定等における手続きは原則として無い。(コラム: Light-handed Regulation 参照)但し、一般的な財やサービスと同様に、反競争的料金設定の防止を目的とする通商法(1990年改正)が適用される。また、ユニバーサルサービス維持の観点から、TCNZの会社定款に家庭用ローカル電話サービスの料金に係る規定がある。

1) 通商法による規制(反競争的料金設定の禁止)

通商法(1990年改正)第2部(制限される取引行為)の独占的行為の禁止規定により、略奪的料金や差別料金等(内部相互補助、抱き合わせ販売、子会社優遇等)は排除される。

又、同第4部(価格統制)は、実質的な競争が存在せず消費者或いは事業者保護のために必要と判断した場合に価格統制を課す権限を商務大臣が有すること及び商務大臣の判断に先立ち商務委員会が競争状態に係る調査を行うことが規定されている。

2) TCNZの会社定款による規制(ユニバーサルサービス維持)

ユニバーサルサービス維持のため、家庭用ローカル電話サービスの料金の年間上昇率の



上限が規定されている(定款第11条第4項)(詳細は「2-2-3 ユニバーサルサービス」参照)

2-2-2 競争促進策(非対称規制)

(1) 情報公開

1) 競争導入促進策(1990年)

前に述べたとおり、1989年の競争導入後1年もの間、新規参入事業者が現れなかったため、1990年に、ニュージーランド政府は通信法の一部を改正してTCNZに対する通商大臣への情報提出義務等の賦課を規定し、又、これを受けて電気通信規則(情報公開/1990年)を制定した。その後TCNZの組織改正を受けて修正され(情報公開/1993年修正)、現在に至っている。概要は以下のとおり。

a) 財務諸表及び損益計算書の公開及び報告(同規則第3条)

毎会計年度の上半期及び年度末から3ヶ月以内に公開。

会計原則は会社法(1955年)の関連規定に適合し且つ一般に用いられているものであること。

子会社・部門毎の公開が原則だが、TCNZの組織改正をうけた同規則の修正後は、合併により主要子会社となったTelecom NewZealand Limitedのみに義務が課されている。

b) サービス・相互接続等の料金及び提供条件の開示及び報告(同規則第4条)

四半期毎に期末から30日以内に公開。

適用サービス等は以下のとおり。

- ローカル及び長距離・国際電話サービス、専用回線サービス
 - 公衆交換網との相互接続・アクセス
- 割引に関する以下の事項の説明。
- 割引の有無と想定している最大割引率
 - 想定割引率が10%を超える場合は根拠と適用の指針

政府は、情報公開の効果を以下のとおりに分析している。

- a) 新規参入事業者による市場規模や価格水準に基づく参入計画の立案を容易にする
- b) ユーザの事業者選択に係るインセンティブを高める
- c) TCNZによる略奪価格や差別料金の設定及び不当利益を監視する

2) 相互接続交渉における不当条件の強要防止策(1993年)

1993年の電気通信規則(情報公開/1993年修正)の一部改正は、上述のとおり、TCNZの組織改正に対応する面もあったが、主な目的はTCNZとクリア社の相互接続交渉が難航していたことに対する政府の介入である。具体的には、TCNZに対し、相互接続協定の本文の全文公開を義務づけることにより(同規則第4条(1)の(d))、様々な不当条件の強要への試みを抑制することを目的とした。

(2) その他の非対称規制

ニュージーランド政府が競争促進策として採用したのは上述の情報公開のみだが、ユニバーサルサービス提供義務(詳細は「2-2-3 ユニバーサルサービス」参照)及び市場撤退に係る制限^(注2)は、共にユニバーサルサービス維持を目的としているものの、その義務をガリバー事業者であるTCNZのみに課するという現実的な対応を採用してい

(注2)

通信法(1988年)において、TCNZは商務大臣の承認等によらず、ネットワークオペレータであると規定されており、これは通信法の当該条項が変更されない限り、TCNZが電気通信サービス産業から撤退できないことを意味している。



KDD RESEARCH

February 1996 7

『ニュージーランドの壮大な実験』 (中編)

るため内容的に非対称規制となっている。特にユニバーサルサービス提供義務に関する非対称規制は、補助金の分担や公平性の捉え方に関する具体的なルールが無いため、相互接続交渉においてTCNZに「不利な立場」を主張させる結果を導いている。

2-2-3 ユニバーサルサービス

(1) ユニバーサルサービス提供義務の賦課対象、形態及び内容

1) ユニバーサルサービスの賦課対象

ニュージーランドにおけるユニバーサルサービスの提供義務は、1987年の株式会社化においてはTCNZの独占的提供等を規定する国有会社法(1986年)の第4章において規定されていた。

1990年の競争導入(TCNZ民営化)後もユニバーサルサービスの提供義務はTCNZのみに課され(コラム: Light-handed regulation 参照) その形態は前述の外資規制と同様に、キウイ株及び会社定款を通じて株主である政府がTCNZに強制する形態を採っている。(コラム: キウイ株参照)

2) ユニバーサルサービスの内容

1990年の民営化に伴うTCNZの会社定款(1987年)の一部改正により規定された「第11章 キウイ株及びキウイ株主の権利」の第4項(電話サービスの提供)におい

< Light-handed Regulation >

ニュージーランドの規制は、電気通信に限らずLight-handed Regulation(「軽い規制」と称されている。規制構造がシンプルで、法規制等(条文等の数)が極めて少ないためである。「軽い規制」の中心は86年に制定された、競争促進(反競争的行為の禁止)を目的とする通商法であり、あらゆる財やサービスに適用されている。

通信における規制の抜本的な見直しにおいても、この通商法に基づく「軽い規制」が「重い規制」との比較の結果選ばれた。政府には、規制と財政支出漬けのマルドゥーン政権時代の教訓から、市場こそが最良の規制者であるとの考え方が強くあり、商務省が「重い規制」を却下する根拠として挙げた事項(以下)の中にも過去への反省を垣間見ることができる。

- 変化が早く複雑な環境に適合する規制を構築することは困難
- 関係する誰にもコストが高つく
- 抜け道を塞ぐために更なる規制が必要となる
- 競争促進的過ぎることによる非効率な過剰投資を新規参入者に強いる

一方で、ニュージーランド政府が検討において注意を払った事項は、第一に相互接続問題、次にTCNZの内部相互補助防止、そしてユニバーサルサービスの維持であり、「1.神の失敗策」で指摘した電気通信産業に特有の問題を十分認識していた。しかし、これらは通商法の中で解決できるとして、裁判所に規制の適用が委ねられ、固有の規制等は設けられなかった。その結果、長距離分野で2年、ローカル分野では6年かけてようやくクリア

社が提供にこぎ付けるという事態を招くに至った。----- 一体何が障害となったのだろうか?

原因は裁判所による規制の限界にある(詳しくは「3.市場は失敗した」参照)が、政府はこの限界をある程度予測しており、必要に応じて固有の規制を導入する方針を明らかにしていた。規制緩和を進めようとする国にとり参考となる事は、裁判所による規制を選択するまでの過程の中にも見ることができ、そこには2種類の「過度の信頼」があったと考えられる。

1つは、通商法への過度の信頼である。

検討において、「軽い規制」は米国を例とし、「重い規制」は英国を例とするものであった。ニュージーランド政府の理解では、前者は、参入制限は無く、FCCの決定すら覆すことができる裁判所が反トラスト法に基づき産業を規制する形態であり、後者は、duopoly政策に基づく部分的な開放形態であり、オフテルが個別免許を通じて詳細に規制を課す形態であった。しかし、米国でも、相互接続条件と料金のタリフ化・非差別的提供義務等は、規制の軸である通信法(に基づくFCC規則)により賦課されており、決して反トラスト法が中心ではない。米国の反トラスト法或いはニュージーランドの通商法は、してはいけないうる行為を指摘できるが、しても良い幾つかの行為の選定はできず、ここに、産業に固有の規制の必要性があるのである。

もう1つは事業者の良心への信頼である。

これは市場への過度の信頼とも言える。市場メカニズムへの信頼は、ミクロ経済政策の基本的スタンスであり当然であるが、

て、TCNZは、取締役会又はその他の株主の意向に拘わらず、キウイ株主の合意を得られない間は^(注3)住宅向けローカル電話サービスに係る以下の事項を確保することが規定されている。

- a) 月額固定料金型メニューの提供
- b) 1989年11月1日以降の料金の値上げ率は、当該年の消費者物価指数上昇率を超えない
- c) 料金は全国均一とする

(2) 補助金及び公平性基準

ユニバーサルサービスに関する規定は前述(1)以外にはないため、ユニバーサルサービス提供のための費用負担(以下「補助金」)の分担(集配)及び公平性基準の選択についてはTCNZの裁量に委ねられた形となっている。

TCNZはリバランスを目的として分社しており、また、ローカル分野には昨年のクリア社の参入まで競争事業者が存在しなかったため、当初は、TCNZのローカル子会社において、ビジネス向けサービスから家庭向けサービスへと内部相互補助が行われていた。(住宅向けサービスの料金も消費者物価指数上昇率を超えない範囲で値上げされた。)

昨年ようやく合意に至ったクリア社との相互接続協定では、TCNZはユニバーサルサービスに係る補助金を、相互接続料金のコスト要素に含ませ、応益原則に基づき利

(注3)

例外を個別に認めるにはキウイ株主の合意が、また、本条項の改正及び削除はキウイ株主の書面による合意が必要(定款第11条第4項(電話サービスの提供)1号及び同条第2項(権利と制限)2号1)。

市場の失敗を回避する動機(良心/"good faith")への信頼は、市場の失敗をもたらす経済合理性と良心の選択を事業者委ねるためリスクが残り、規制当局の無責任とも言うことも可能な状態である。市場の失敗、すなわち神の失敗を人の良心が克服することはまずあり得まい。何故なら失敗は良心が機能しないために生じているのだから。

ニュージーランドの場合、政府はTCNZに大きく裏切られたと言っても過言ではないだろう。競争導入に先立つ1988年6月、TCNZは国有企業相に対し、公正且つ合理的な条件での相互接続及び分社化による内部相互補助の排除を宣誓するレターを送付し、これを公開した。次いで相互接続に関する公開セミナーを開催し、ガイドブックを発効した。一方で、BT出身のDr. Troughton CEO兼社長は、解雇と引き換えに効率化を促し(インタビューで「必要の2倍を雇用している」と公言)、電話料金は、家庭向けローカル網の料金を物価上昇率以上に値上げすることなく、全体的かつ大幅な値下げを実現していたのである。競争促進に協力的であり且つ競争の効果を実現してもいたのであり、政府の信頼もわからなくはない。

せめてもの救いは、TCNZが同様に政府へのレターの中で宣誓したユニバーサルサービスの提供義務を、キウイ株を通じて義務づけておいたことであろう。しかし、ここではユニバーサルサービスの提供をTCNZのみに課すことの妥当性(当時ローカル網の競争はあまり現実的ではなかったものの)に係る問題が先送りされた。

ニュージーランド政府の検討において、良い例として参考となるのは、総括原価方式への嫌悪であろう。検討において、同方式の「よく知られた」欠陥(以下)が指摘されている。

- 規制コストが高く、いわゆる官僚的風土を醸成する
- 経営の効率化インセンティブを包含していない
- (一時のAT&Tのように)固定資産最大化を促す

スウェーデンもニュージーランドとほぼ同様の規制構造を採用しており(独立規制機関は存在するが、相互接続に関する強制権を有さない(仲裁提案は可能))、本年1月に、米国により国際単純再販が可能な相手国として認定されている。ニュージーランドに係る米国の判断は審議途中であるが、スウェーデンの認定が、規制上は不十分であるもののテリアの競争事業者への対応が実態的に競争状態を実現させていることによるものであることから、状況が異なるニュージーランドの認定は却下されるか保留されるものと考えられる。

スウェーデンの様に、事業者の良心への信頼が成功するケースもあるが、規制緩和を進める上では、明確な規定を設ける方が無難である。「3.市場は失敗した」に詳しく述べるが、ガリバー事業者が、相互接続交渉を不当に遅延させていないか、ユニバーサルサービスを盾に非効率を温存・棚上げしようとしていないか、或いは競争導入を前にして突然譲歩する等の策を採っていないか等々、ニュージーランドのケースは重要な事項を浮き彫りにする好例であり、それがために相互接続問題を扱う米国の学者や有識者により、これまでも多く指摘されてきているのである。

『ニュージーランドの壮大な実験』 (中編)

(注4)

着信払い型サービス等の場合、国際計算料金は着信国事業者から発信国事業者を支払われることとなる。この場合、発信側で発生するオペレータやデータベースのコストを補償するための付加料も支払われる場合がある。

(注5)

「分収の比率」については、1984年に、事業者の合意を条件に50:50以外も可能とないように勧告が一部修正されている。

(注6)

これを反映して我が国の国際計算料金は全体として低下傾向にある。



KDD RESEARCH

10 February 1996

用に応じて負担させている。

2-3 国際電気通信に係る規制

ここでは、「1. 神の失敗策」において触れていなかった、国際電気通信に係る規制に関する一般論及びニュージーランドにおける国際電気通信に係る具体的な規制の枠組みを説明する。

2-3-1 国際電気通信に固有の問題と規制

国際電気通信に固有の問題とは、世界的な通信産業への競争導入の過渡期において、「自国/外国への通信アクセス」というサービスの購入の対価としての国際計算料金(着信側の設備補償料)の決定における、独占に基づく競り合わせ及び資本関係等に基づく差別的取扱いによる、反競争的行為及び優遇措置の問題である。

2-3-1-1 国際計算料金

国際電気通信サービスは2つの事業者(発信国側と着信国側)により共同で提供されるが、交換型の電気通信サービスの場合、料金はどちらか一方の事業者が一括して収納するため、発信国と着信国の事業者間で支払われた料金の分配が必要になる。コレクトコールやカードを利用した着信払い型サービス以外は料金は発信側が収納するのが一般的であるため、国際計算料金は、発信国から着信国への着信に係るコストの補償(着信側の設備補償料)の1形態と言える^(注4)。この補償の基準単価或いは精算総額を国際計算料金と言い、これらは事業者間で取り決められる。国際計算料金システムは、電話の他、電報・テレックス及びISDN等の交換型サービスにも適用されている。

尚、国際計算料金には、定額料金方式(回線容量単位)、通信単位方式(トラフィック単位)及び計算料金方式(分収方式)があるが、ここでは、我が国を含む多くの国々で採用され、OECD及びITU等でもその是非に関する多くの議論が行われている計算料金方式(分収方式)を前提とし、分収比率についても、実態的に主流となっている50:50(折半分収)を前提とする^(注5)。

かつて電気通信サービスが、世界的に公的独占事業体により提供されていた時代に、各国におけるサービスの提供料金(収納料金/自国通貨建て)は、国際計算料金(金フラン建て)と換算レートを紹介してリンクしていた。国際通信の共同事業性から、その「収益」を両国で分け合う(折半する)との考えに基づくものである。従って、いわゆる「独占価格」がそのまま国際計算料金となり着信に係る実際のコストを大幅に上回っていた。その後国際計算料金は収納料金から切り離され、その設定の自由度が拡大したが、電気通信産業が独占状態にある国(独占国)が多いこと等から近年まで高留まりが続いた。1988年に米国のFCCは、それまでの大幅な支払基調及び支払拡大傾向を問題視し、「着信に係る設備等のコストを上回る国際計算料金のために、米国の利用者は、米国家事業者のコストのみならず外国事業者のその他のコスト及び利益をも大きく負担している」として、国際計算料金収支赤字改善を国際通信分野の最重要課題として取り組んでおり、英国、ニュージーランド及び我が国等、既に競争が実現している国(競争国)が、国内の価格競争への対応もありこれに同調している。これを受けて、ITUでは国際計算料金をコストに近付けることを謳った勧告D.140が1992年に規定された^(注6)。

競争促進を政策の中心とする米国FCCは、米国における競争の導入を独占状態の外国側事業者に悪用される可能性を排除することを目的として、国際計算料金に係る規制等を適用している。いずれの規制も競争を導入している多くの国でも採用されている。

以下にその内容及び背景等を説明する。

(1) 国際計算料金決定市場における独占事業者の行動基準

1) 純粋な市場モデルにおける独占事業者の行動基準

国際計算料金を、外国事業者に対して「着信サービス」を提供する対価と見なし、現在適用されている国際計算料金システム等がないものとした場合、任意の2国間（共に競争国）の国際計算料金に関する収支は以下の式で現される。

$$\begin{aligned} &< \text{収益算出式} > \\ (\text{国際計算料金収支}) &= (\text{自国側設備補償料単価}) \times (\text{着信(リターン)トラフィック量}) \\ &\quad - (\text{外国側設備補償料単価}) \times (\text{発信トラフィック量}) \end{aligned}$$

事業者の行動基準は以下のとおり。

- a) より高価な自国側設備補償料単価
- b) より安価な外国側設備補償料単価
- c) より多くのリターントラフィック
- d) 発信トラフィック量をb)及びc)の条件に基づき最適に配分

ここで、トラフィック量(c)及びd)が、不利な国際計算料金の単価に対する報復手段或いは交渉ツールとなることがわかる。

独占事業者の場合、リターントラフィックは全て手にできることから、発信トラフィック量の配分比率を外国側に不利なものとしたとしても、リターントラフィック(c)で報復されることはなく、そのため行動基準は、a)及びb)のみとなり、d)は交渉を有利に運ぶ道具として活用できる。

2) 計算料金方式（分収方式）の下での独占事業者の行動基準（モデル）

前述のとおり、一般的には計算料金方式が採用されており、この場合、（自国側着信料）＝（外国側着信料）であることから、<収益算出式>は以下のとおりとなる。

$$\begin{aligned} &< \text{収益算出式（均等分収）} > \\ (\text{収益}) &= (\text{国際計算料金の分収単価}) \times \{ (\text{リターントラフィック量}) - (\text{発信トラフィック量}) \} \\ &\quad = (\text{国際計算料金の分収単価}) \times (\text{トラフィック発着差}) \end{aligned}$$

この場合の独占事業者の行動基準は以下のとおり。

- a)（着信超過の場合）国際計算料金の引き上げ
- a'）（発信超過の場合）同引き下げ

実態として、2国間のトラフィックの発着差は比較的安定しているため^(注7)、交渉において分収単価の引き上げが引き下げかで迷うことは無く、また1)と同様、発信トラフィック量の配分比率は、交渉道具として活用できる。

(2) 競り合わせ

ここでは、競争が導入された当初に想定された問題について概観する。

(注7)

通常、2国間のトラフィックの発着の差は、両国間の産業構造（輸出入関係や外国人労働者等）或いは方向別格差等の理由により比較的安定的に一方から他方への発信/着信基調となる。従って国際計算料金の精算は、それぞれ支払基調（継続的な赤字）/受取基調（同黒字）となる。



『ニュージーランドの壮大な実験』
(中編)

ある独占国が国際計算料金に関して受取基調である場合、上記(1)の2)で記した行動基準より、独占事業者は、競争国の事業者に対して「より高い国際計算料金を提示した事業者により多くのリターントラフィックを配分する」と宣言することで、国際計算料金を不当に競り上げることができる。競争国の規制当局は、新規事業者に対して着信受け入れを条件とする競り上げが行われることを特に懸念している。この場合、競争国が競争の導入により期待していたコスト削減及びこれによる収納料金の値下げではなく、コスト要素の1つである国際計算料金の競り上げ及びこれによる収納料金の値上げをも招き得る点で問題である。

逆に、独占事業者が支払基調である場合、独占事業者は「より安価な国際計算料金を提示した競争事業者により多くのリターントラフィックを配分する」と宣言することで、国際計算料金の競り下げが可能となるが、発信側は必ずトラフィックを着信させたいのだが、着信側事業者はコストを下回ってまで着信を受ける必要はないことから、(理論的には)コストベースの水準を実現することとなる。

従って、独占事業者による競り合わせは、競争国が支払基調の際の「競り上げ」の場合に特に問題になるものであり、実際のところ、独占国と競争国の間のトラフィックの発着比は、競争による需要拡大及び両国間の収納料金の方向別格差(独占価格と競争価格の格差)等から、競争国が発信基調、すなわち国際計算料金が支払基調となるケースがほとんどであり、競り合わせ問題は、すなわち競り上げ問題と言える。

(3) 競り上げへの対策(国際計算料金政策)

競り上げへの対策は、競争事業者達が独占国との間の国際計算料金を巡って競り合わないことを競争国の規制機関が義務づけるというものである。具体的には、50:50の分収に基づき国際計算料金の単金及びリターントラフィックの配分の条件を均一とすることであり、それぞれは「統一計算料金」及び「リターントラフィックの比例配分」、総じて「国際計算料金政策」と称され、米国やニュージーランドの他、我が国でも適用されている。

但し、この対策は、競り上げは防げるものの、需要独占類似形態(需要側のカルテルのような状態)であるため、供給独占との交渉では、一旦確定した統一計算料金の引き下げ圧力が不十分であり、コストからの乖離という国際計算料金問題への有効な解決策とはなっていないのが実情である。

(4) 一方通行再販

1) 国際計算料金政策によらない形態 - 国際単純再販

競争により国際電気通信サービスが急激に低廉化した米国では、1980年後半以降、国際計算料金が収納料金値下げの障害となりつつあった。各事業者は、価格優位性及び財務体質強化のため、既存の国際計算料金政策(国際計算料金システム)によらない形態を模索し、その1つとして国際単純再販が行われるようになった。

国際単純再販は、事業者の国際関門局間にエンドユーザ向けの国際専用回線を利用することによって国際公衆交換型基本サービスを提供する形態であり、当該区間のコストを事業者間で明らかにすることで、コストから乖離したまま維持されている統一国際計算料金より安価な着信側の設備補償料等を設定するものである。国際計算料金政策によらないものの、国際単純再販以外の形態では統一計算料金が存在するため競り上げは回避可能であり、又、競争を通じて統一国際計算料金のコストから乖離の是



正を促す効果をも有する形態である。但し、前に述べたとおり、再販による新規参入は比較的容易であり、既存の設備ベース事業者の経営に急激な変化をもたらす安定供給に支障をきたす可能性が考えられるため、欧州や我が国を含むアジア諸国において、国際単純再販の提供は、ある程度の猶予期間をとって段階的に認められる傾向にある。

2) 国際単純再販の経緯と特徴

国際単純再販は、MCI及びスプリントが米加間で行い、複数の米国事業者が南米の事業者提案している旨が、1990年にAT&TからFCCに送られた書簡の中で指摘されたのがはじまりである。AT&Tはネットワーク形態に拘わらず国際公衆交換型サービスには国際計算料金政策が適用されるべきと主張したが、この点に係るFCCの判断は、1991年の「国際再販決定」において保留されたまま、国際計算料金収支赤字削減効果という「公共の利益」に資するとの理由から、国際単純再販による「国際計算料金政策（システム）のバイパス」が認められた^(注8)。昨年（1995年）11月に発出されたFCCの「外資参入決定」において、FCCは「国際単純再販のこれまでの展開は（国際計算料金のコストからの乖離部分の）鞘取りの形態をとっており、これが競争をより促進し、安価な国際計算料金をもたらした」と記すに至っている。

国際単純再販はネットワーク構成の一形態に過ぎず、既存のネットワークと同様に国際公衆交換型サービスを疎通させるためのものであるが、競り上げを回避しながら国際計算料金のコストからの乖離の是正に役立つという理由から、国際計算料金政策（システム）から都合よく外されたという経緯を有しているのである。

国際単純再販の特徴として、資本関係を有する事業者間で主に行われている点が、これまでの実態から見る事ができる。これは、利害を共にする関連会社との間で国際単純再販を行うことで、無関係の2つの事業者間の交渉における利益の奪い合いを回避し、容易にコストベースの設備補償料を実現することが可能であるからである。この実態のため、国際単純再販は外資参入規制とも密接な関係を有することとなっている^{(注9)(注10)}。

3) 一方通行再販

国際単純再販のように国際計算料金政策によらない形態が認められると、独占事業者は、ある競争国への発信トラフィック（独占事業者からの支払い）については、同国に設立した関連会社等との間で国際単純再販形態を適用してコストベースの設備補償料を実現し、競争国からの着信トラフィック（独占事業者の受取り）については、コストから乖離した既存の国際計算料金に基づく既存の形態で行うことで収益を最大化できることとなる（一方通行再販）。

これは、独占国発競争国着のトラフィックについてはコストベースの設備補償料が実現するものの、逆方向のトラフィックについてはコストから乖離した国際計算料金が維持されること及び競争国は競争導入の恩恵を独占国に奪われる一方で独占の弊害を継続して負担することとなる点で問題である。

(5) 一方通行再販への対策

1) 対策の形態

一方通行再販への対策として以下のものが考えられる。

< 対策A > 一方通行再販のみ禁止

問題をピンポイントで排除する形態だが、一方通行再販の有無を確認する体制（国際電気通信サービスを提供する全ての事業者に対して、対地毎の相手事業者別・発着別の国際計算料金及びトラフィックの定期的報告義務）及び一方通行再販の判定基準

(注8)

現在のところ、国際単純再販を認めているのは、米国の他、英国、ニュージーランド、カナダ、スウェーデン等の数カ国に留まっている。

(注9)

外資による国際単純再販は、当該国における国際単純再販の提供及びこれに係る外資規制が共に緩和されていることが前提となる。再販形態での新規参入は、設備ベースに比べれば容易なため、競争導入を図る国において、その促進策として再販に係る外資等の規制を設備ベースに係るものより緩和しており、この点にも国際単純再販が進展する要因がある。

(注10)

多国籍企業等によるダンピング等の行為に対する対策については、2-3-2で述べる。



KDD RESEARCH

February 1996 13

『ニュージーランドの壮大な実験』 (中編)

(注11)

一方通行再販を禁ずる<対策A>と比較すると、防戦的規制ではなく全面戦争を可能とするものとも表現できるが、これはそもそも国際計算料金政策が採用されていない場合の競争国間で生じるべき状況であり、通常の市場メカニズムの形態と言える。

(注12)

昨年11月にFCCが発出した「外資参入決定」では、外資の参入において、サービス毎の参入機会の同等性を原則として条件とすることが決定されている。これは、魅力的な米国市場を餌に、外国の市場開放を誘導するものであり、結果としてより多くのルートで国際計算料金がコストベースに近づくことを狙うものである。



となる国際計算料金及びトラフィック配分方法を定めておく必要がある(実質的な国際計算料金政策にもなり得る)。

この規定は、一方通行再販でなければ、独占国との間でも国際単純再販を行えることとなるが、相手国が独占状態である限り、たとえ国際単純再販であろうと国際計算料金の単価を引き下げることが困難なのは同じである。この観点からは、次の<対策B>の形態の方が優れていると考えられる。

<対策B> 独占国或いは独占事業者との間の国際単純再販の禁止

独占国或いは独占事業者との間に限り、一方通行再販のみならず、いかなる国際単純再販も禁止する形態であり、一方通行再販の存在を検知する手続き(上記<対策A>参照)は不要となる。

この規定は、競争国との間での一方通行再販を認めるものであり、これは、一方通行再販には逆方向の一方通行再販で対抗することが可能であり、リターントラフィックの取り合いを通じて結果的に双方向の国際計算料金を共にコストベースに近付けることができると考えられるためである(注11)。

また、独占(状態の)国の認定に相互主義等を用いることで、外国側への競争導入圧力を加えることも可能であり、より多くの国との間の国際計算料金のコストからの乖離を是正することが可能となる。

<対策C> 独占事業者の関連会社等による参入(サービス提供)の禁止

実態的に国際単純再販が関連企業との間で行われていることに対応した規制形態であり、独占事業者の関連会社によるいかなるサービスの提供の機会も与えないものであるが、一方通行再販は必ずしも関連会社との間で無くとも可能であり、上記a)の補完的なものとの位置づけとなろう。尚、<対策B>と同様、対地毎に独占状態か否かの判断が必要である。

2) 米国の例

国際単純再販の先導国である米国は、<対策B>の形態を採用しており、具体的には、一方通行再販への対抗措置としての逆方向の一方通行再販が、外国側の規制上及び実態上可能であることを条件に、その対地との間の国際単純再販を認めるというものである。特徴的な点は、米国事業者が当該国に国際単純再販のための関連企業を設立できることを前提としていることであり、このため、米国において、国際単純再販は、いわゆる多国籍企業よりは外国側の独占事業者を想定しているものの、外国資本による市場参入の同等性を条件とするもので、外資規制の一部を構成するものとなっている(注12)。

このことは、理論的には資本関係等のない一方通行再販を想定できるが、実態的には資本関係等を前提としたものに限定することが可能であり、一方通行再販に係る問題は、「2-3-2 その他の問題と規制」で述べる多国籍企業等の取引における問題の1形態と考えることが妥当であることを指し示している。

3) 一方通行再販(ルーティング)と国際計算料金政策

一方通行再販が可能となる要因の1つは、国際単純再販が国際計算料金政策の対象から外されていることにあった。仮に、国際計算料金政策を採用しないとした場合、同様の問題は国際単純再販に限らず生じ得(一方通行ルーティング)特に、設備ベースでの参入に外資規制が設けられない場合、これは容易に行われるものと考えられる。この場合の対策は、<対策A>(及びその補完としての<対策C>)のみとなる。

逆に、国際単純再販が国際計算料金政策の対象外とされていない場合、一方通行再販は起こり得ず、ニュージーランドは、1994年までこの政策を採用していた。

2-3-2 その他の問題と規制

2-3-1では、国際電気通信に固有の問題という観点から、国際計算料金に着目し、その(4)の「2) 一方通行再販の経緯及び特徴」において、一方通行再販が資本関係を有する事業者間で行われ易いことを指摘した。しかし、多国籍企業による国際間の取引における問題は、国際電気通信に限らず存在し、これらへの対策も米国等において施されている。以下にこれらの問題及び規制について説明する。

(1) 多国籍企業における優遇（差別的）措置等の問題

多国籍企業が、外資規制が緩やかな国に、経営に対する支配力が及び関連会社を設立した場合、その関連会社に対し、経営基盤確立（育成）や競争力強化及び多国籍企業全体としての節税等を目的として、当該国の同業他社とは異なる価格又は条件（優遇（差別的）措置）により当該関連企業との間の取引を行う可能性が、電気通信分野に限らず存在する。具体的には、関連会社の育成・強化のためのダンピングのための設備補償料等における優遇措置や節税のための移転価格等を指す。

ダンピングのための優遇措置は国際的な内部相互補助であり、当該関連会社が市場支配力を確立した後、非効率を生じさせる恐れがあることその他、ダンピングが可能な状態が新規参入を防ぐ実態的な反競争の状態と考えられることが問題である。また、当該国の産業に急激且つ甚大な損害をもたらす可能性を有する場合にも問題になり得る。

移転価格は、当該国から利益が流出する場合、当該国の税収の不当な減少（税制に対する脱法行為）が問題であり、逆に、当該国に利益が流入する場合は、当該国の税収は増加する（税制の国際競争力がある）ものの、当該関連企業が同業他社より有利な条件等を得る点でダンピングのための優遇措置と同様の問題が発生する。

国際電気通信における一方通行再販（ルーティング）は、それが資本関係等に基づき行われる場合は、これらの連結決算における収益（或いは外国側の親会社の収益）最大化行動のために自国の関連企業が不当に有利な条件で外国の関連企業のトラフィックを着信させることであり、外国側事業者を優遇する措置の1つと言えるのである。

(2) 多国籍企業における優遇（差別的）措置等に対する規制

通常、ダンピング及び移転価格への対策として、本来の価格又は税収との差を埋め合わせる水準の税を賦課する形態が採られる。この場合、ダンピングや移転価格による取引の事実確認や適切な課税額の査定等の規制コストが発生する。国際電気通信分野では、2-3-1で述べたとおり、競争を導入している国では国際計算料金政策という価格（国際計算料金）及び条件（リターントラフィックの配分）を統制する政策が一般的に採られており、これをダンピング及び移転価格等の防止策の1つとして、適用する事が可能である。この場合、外国事業者との運用協定の提出義務が課されるのが一般的であり、事実確認作業は相対的に軽減され、また、課税額等の査定の必要はない。

ほとんどの国では、統一計算料金及びリターントラフィックの比例配分の強制の目的としてこれらの優遇措置も想定しており、また、米国では、リターントラフィック以外の様々な条件における優遇措置の禁止も通信法を受けたFCC規則において規定している。

（KDD総研R&A3月号に続く）



KDD RESEARCH

February 1996 15



米国

スプリント/DT/FTの資本提携、条件付きでFCCが承認

スプリントに対する独仏テレコムの出資についてようやくFCCが承認。反競争的行為防止との名目で5つの厳しい条件が課されている。

FCCは95年12月15日、DT/FTがスプリントに20%(約42億ドル)出資することを承認した。但し、反競争的行為防止のため、独仏両国市場が開放されるまでは次の5つの条件が課されることとなる。

- 1) スプリントを独仏ルートにおいてドミナント・キャリアに指定する、
- 2) 独仏両国通信市場で代替インフラ及び単純再販が開放されるまでスプリントはドイツ及びフランスとの回線増設を行うことはできない、
- 3) 差別的な取り扱いが行われないため、事業運営に関わる各種事項についてスプリントはFCCに対して報告義務を負う
- 4) FTIは2年以内に米仏電話計算料金を米英/米独と同レベルまで引き下げなければならない、
- 5) スプリントは独仏市場の開放の有無について1998年にFCCに報告する。市場が開放されていない場合、免許の取消しも含め、FCCは何らかの制裁措置について検討する。

本決定に対する関係者の反応は概ね好意的と報じられているものの、正式なコメントについては決定文を読んだ上で発表するとスプリント/DT/FTはいずれも表明している。

<出典>Telcommunications Report(12.18)

COMMENT

今回の決定は、95年11月28日にFCCが定めた「外資系キャリアの米国市場参入に関する規則」が運用される初めてのケースであり、その決定内容は注目される。予想されたとおり、FCCは本資本提携に対して同規則で定めた「実効的な競争機会」基準を適用した。独仏両国は未だ基準を満たしていないことを理由に厳しい条件を課して市場開放圧力とし、一方で本提携が公共の利益に資するとの判断で承認したのである^(注1)。

「実効的な競争機会」基準が適用されるのは、外資比率が25%を超える場合(もしくは支配権が移行する場合)及び、外資比率が25%以下であっても当該資本提携が反競争的行為に繋がる恐れのある場合である。今回は後者の判断によって基準が適用されている。同基

(注1)

DT/FTからの出資により、スプリントは同資金を国内網の整備に活用し、従って公共の利益に資するとFCCは述べている模様。



KDD RESEARCH

準では相手国の国際電話市場 (IMTS) が完全開放されていることを出資承認に関わる唯一の条件としているが、開放されていない場合は公共の利益に関わる「他の要素」も考慮されると定めている。今回の資本提携はこの「実効的な競争機会」基準が満たされていないことから、「他の要素」が考慮され、厳しい条件が課される結果となった。

反競争的行為に対するセーフ・ガードとして定められた5つの条件のなかでは次の2点が特徴的であり、又、MCI/BTの提携と比較して極めて厳しい内容である。

- 両国における代替インフラ及び単純再販市場が開放されるまでは回線増設が禁止されていること。
- フランスの電話計算料金の引き下げが義務付けられていること。

単純再販市場の開放及び計算料金の引き下げをDT/FTが受け入れる用意があるのか、各社の反応が注目される。これら2つの条件は「実効的な競争機会」基準では定められていないものであり、反競争的行為に対するセーフ・ガードというよりは相手国の市場開放促進のための条件という色彩が強い。今回の決定はFCCが新規則を外国の市場開放圧力に利用していくことを明らかとした。なお、関係者が今回のFCC決定を受け入れた場合、本提携はEUの正式承認を経て1996年の前半に実現する見通しである^(注2)。(井上 茂雄)

(注2)
既にEUは本提携に問題はないことを非公式に表明しており、近く正式承認すると観測されている。

AT&T、40,000人の削減計画を発表

■ 予想を上回る大幅な人員削減計画を発表。昨年末の管理職を対象とした希望退職を含め、事業の再編に伴って約50,000人が整理されることとなる。

AT&Tは3分割に備えるため、本年中に約28,000人、今後3年間で計40,000人を削減する計画を発表した(既に発表されているGISの8,500人削減を除く)。削減計画の詳細は明らかにされていないが、通信サービス部門で約17,000人、通信機器製造部門では約23,000人削減される模様であり、新生3社は現在の300,000人体制から250,000人体制へ縮小されることとなる。

通信サービス会社 (会社名"AT&T"を承継)	通信機器製造会社 (社名は未定)	コンピューター会社 (NCR -旧GIS)
社員数：110,000人 (削減：17,000人)	社員数：108,000人 (削減：23,000人)	社員数：35,000人 (削減：8,500人)
94年売上： 490億ドル(約4.9兆円)	94年売上： 200億ドル(約2兆円)	94年売上： 80億ドル(約8,000億円)

(注) 社員数は人員削減後の人数である。

AT&Tは削減対象の40,000人の内、約10,000人程度は希望退職で募り、残りは解雇する予定である。なお、昨年11月に管理者約77,000人を対象に希望退職を募集したが、実際の応募者は7,000人程度と予想を下回った模様である。



AMERICAS

COMMENT

今回の削減計画は規模で米国産業史上3番目のものとされており、1991年GMの70,000人、1983年IBMの63,000人に次ぐ大量削減計画である。しかしながら、GM及びIBMはいずれも業績が悪化する中での削減であったのに対し、AT&Tの削減は売上を記録的に伸ばしている中で発表された。又、ベル系地域事業者7社も各社業績が伸びる中、過去11年で7社合計約130,000人(約22%)の削減を実施している。AT&Tも86年以降約77,000人の削減を実施したが、これら人員整理の結果、従業員のモラルやサービスに対する信頼性が低下したと見る向きが多い。USウェストはサービスの中断や復旧遅延等が原因で多額の損害賠償金を顧客に支払っている。二十数箇所あったカスタマー・サポート・センターを5箇所に統合したのがサービス低下の原因とされている。アメリテックも同社の営業地域で同様の訴えを受けている。米国通信産業は、人に依存した旧体制から効率的な水準維持への過渡期にあるものの、「どのような嵐の中でも、どのような辺境地にでも、電話線の修理のために即座に出動する」という旧ベルの姿はコスト削減の波とともに消えたのも事実である。AT&Tの人員削減計画は激変する米国通信産業にあっては止むを得ない感もあるが、NIK(全米情報インフラ)構想で掲げられている雇用の創出や品質・信頼性の向上が単なるスローガンで終わらないことが望まれる。通信業界の人員削減は今後も続くと思われるが、ユニバーサル・サービス維持の観点から新たな議論が生じることも想定される。(井上 茂雄)

ハント委員長、FCC予算の大幅削減に抗議

通信改革法案により新たな任務が加わるにもかかわらず、予算を削減されるFCC。

FCCのハント委員長は1月18日の記者会見の席上、96会計年度予算が1,000万ドル以上引き上げられない限り、通信改革法案に盛り込まれている新たな任務を遂行できないと述べた。当初の予算案では、FCCの96年度予算は1億7,570万ドルとされたが、大統領と議会の対立の結果これは成立せず、FCCは現在暫定予算の1億6,600万ドルで運営されている^(注3)。ハント委員長は、これでは退職した職員の補充もままならず、法案の定める新たな規制手続きに要員を割いた場合には、通常の業務にも支障が出るであろうと警告し、今後少なくとも1億7,570万ドルの予算を議会に要求すると述べている。

Telecommunications Report(1.22)、Communications Daily(1.19)他

COMMENT

昨年議会共和党を中心にFCCに逆風が吹き始め、FCCは通信改革法案により新たな任務が追加される一方で予算カットの憂き目を見ることとなった。ゴア副大統領は昨年9月、このことは通信改革が失敗に終わるか、そもそも改革自体が欺瞞(a fraud)であることを示していると述べて大いに批判を行っている。FCCとしては、昨年約70億ドルの歳入をもた

(注3)
FCCの95会計年度の予算は1億8,500万ドルであり、FCCでは当初96年度予算として2億2,500万ドルを要求していた。





らして大きな成功をおさめた広帯域PCS免許をはじめ、周波数の競争入札を実施しているため、「連邦政府の金のなる木 (federal cash cow)」であるとの自負もある^(注4)。ハント委員長としてもねばり強く交渉を行う構えであると思われる。(園山 佐和子)

(注4)

今年に入って、連邦財政の均衡化を狙う上院のドール院内総務が、地上波放送事業者にデジタル放送用に周波数を自動的に付与するのではなく競争入札を行うよう求めるなど、周波数の競争入札は連邦財政を巡る大きな争点となっている。

Vision、JSAT衛星使用に関する正式認可を取得

■ パナムサットは日本の第一種事業許可の取得に先立ち反対を撤回。又、FCCは外国政府の過去の行為は検対象としないと見及。

95年11月6日、FCCIは、Vision Accomplished Inc. (以下Vision) の無線局免許の変更(対向衛星に日本サテライトシステムズ社のJCSAT-1/2/3を追加)申請に対する正式認可を決定した^(注5)。本認可は、米国系事業者が日本の国際衛星通信市場への参入機会を有するとのFCCの判断を受けたものであり、特に、Columbia Communication Corp. (以下コロンビア)が既に日本の第一種事業者を通じて日米回線を提供していること及びPanAmSat Corp. (以下パナムサット)が、95年10月に第一種事業許可を得たことが指摘された。

(注5)

95年4月にVisionが申請したところ、コロンビア等の別個衛星システム事業者3社より、日本の国際衛星通信市場の参入機会を理由とする反対請願が出されたため、FCCは同年7月にVisionに対して暫定認可を与えるに留まっていた。

反対請願における主な論点に対するFCCの検討結果は以下のとおり。

- 1 FCCが問題にする同等性は、米国の規制との同等性ではなく、当該国における同国の事業者と米国系事業者の同等性であり、これは満たされている。
- 2 FCCが問題とするのは、現在の日本市場であり、過去に日本政府が外資参入を遅らせたか否かは考慮しない。
- 3 本件の検討は外資参入に関する規則制定を待つ必要はない。

<出典>ワシントン事務所(11.10)

COMMENT

日本が公衆網と接続しない国際衛星通信に係る外資規制を撤廃している以上、今回の決定は当然なものと言える。パナムサットは、95年9月にFCCの本件担当者に対し、「日本市場が開放に向かう兆しが見えてきたので、最早Visionの申請に反対しない」との書簡を提出しており、その後第一種事業許可を取得している。(大谷 潤)



AMERICAS

(注6)
シカゴ近郊、コロンバス(オハイオ州)、デトロイト、ミルウォーキー、インディアナポリスの5地域。ネットワーク構成は光/同軸ハイブリッド方式。

(注7)
今回の発表によれば、同社は現在合計7つのフランチャイズを取得している。

アメリテック、VDT商用認可を返上

FCCによるVDT規則制定の遅れが理由。既に7つのCATVフランチャイズを取得し、映像サービスを目指した設備投資計画に変更のないことを強調。

アメリテックは95年12月12日、FCCの公衆通信局長宛てに書簡を送り、既に取得済みのVDT商用認可^(注6)を返上すると述べた。同社はその理由として、FCCの制定するVDT規則が最終的に確定していないことを挙げている。アメリテックは既に同年6月、VDTによる映像サービスへのアプローチを取りやめることを明らかにし、またデトロイト郊外でのCATVフランチャイズ取得を発表していた^(注7)。なお、今回の認可返上により、ネットワークの構築計画に変更のないこと、単なる規制を受ける枠組みの変更に過ぎないことを再び強調している。

<出典>Communications Daily(12.14)

COMMENT

上述の様にアメリテックは既にVDT放棄の方針を明らかにしており、今回ようやく正式な行動に出たこととなる。通信改革法案は、地域電話会社とその電話サービス提供区域内で直接加入者に映像番組を提供することを禁じる、いわゆるCATV/電話兼営禁止条項を撤廃しているため、今後地域電話会社は、VDTによらずとも映像サービスに参入できることとなる。

(園山 佐和子)



KDD RESEARCH

カナダ

産業省、料金リバランシング決定を一部変更

競争導入後の長距離料金の低下、カナダ・キャリアの保護を理由に、長距離料金の引き下げを求めず。

マンレー(John Manley)産業大臣は95年12月20日、ベル・カナダらステントールを構成する地域電話会社の請願を受け入れ、先にCRTC(カナダ放送電気通信委員会)の下した、市内/長距離料金のリバランシング決定(CRTC95-21)^{注8)}を一部変更し、ステントールに長距離電話料金の引き下げを義務づけないと発表した。その理由として、以下の2点が挙げられている。

1. 地域電話会社の財務状況が悪化しているため、健全で、かつ国際競争力を持つカナダ通信市場の育成のために十分な投資がなされていない。
2. 長距離電話市場は既に競争的であり、十分な値下げが行われている。

また同大臣は、カナダの技術革新と経済成長のため、通信業界が研究開発に重点的な投資を行うことを期待する^{注9)}と述べた。

<出典>産業省プレスリリース(12.20)、Telemanagement(96.1)他

COMMENT

ベル・カナダらが請願の際理由としていたのは、主に1.競争の進展により、長距離電話料金が既に十分引き下げられていること、2.市場が十分競争的であるため長距離料金についてはマーケット・メカニズムに任せるとしたCRTCの政策に反する^{注10)}、3.地域電話会社の業績の悪化、の3点であった。特に3.については、規制の差し控えを受けているユニテル、スプリント・カナダなどの競争事業者にアメリカの長距離キャリアが出資する中、アメリカから出資を受けていないステントールが財務上の危機にさらされているとの主張を行った。

カナダでは長距離市場への競争導入後、激しい競争により長距離電話料金が急速に引き下げられた一方で、市内料金の値上げは認められず、長距離事業者に支払を義務づけたコントリビューション・チャージで市内料金を補填してきた。昨年認められた市内料金の値上げにより、市内及びアクセスサービスの収入とコストの差額に基づき毎年計算されるコントリビューション・チャージは引き下げられるため、市場が正しく機能すれば長距離料金は下がる^{注12)}。従って、そもそもCRTCが値下げを義務づける必要はなかったと言えよう。しかしながら産業大臣の主眼は、ユニテルやスプリント・カナダと異なりアメリカのキャリアの出資を受けていないステントールの保護であると思われ、「アメリカの脅威」を全面に押し出したステントールの作戦勝ちとの感が否めない。(園山 佐和子)

(注8)

ステントールを構成する地域電話会社に対し、96年1月、97年1月にそれぞれ月額2カナダドル(約158円)の市内電話料金値上げを認めるとともに、基本長距離電話サービス(basic toll services)の値下げを義務づけたもの。これは、これまでの進展に伴う長距離料金の値下げが大口顧客向けの割引型サービスによるもので、住宅顧客及び小口ビジネス顧客には利益をもたらしていないとの判断に基づくものであった。

(注9)

ベル・カナダの持株会社BCEは、世界的な機器メーカーであるノーザン・テレコム(ノートル)を傘下におさめている。ベル・カナダとノートルは、研究開発機関ベル・ノーザン・リサーチにそれぞれ30%、70%出資している。

(注10)

95年1月1日より、長距離サービスは公正報酬率規制の対象から除外された。略奪的料金設定を防ぐため、長距離サービスの料金は全てのコストを反映しているか否かのみが審査されている(Imputation Test)。なお、ステントール以外の非支配的事業者に関しては、95年9月のCRTC決定により規制の差し控えが行われ、料金の認可取得が不要となった。この差し控え政策と、非支配的事業者にアメリカの長距離キャリアが出資していることに直接の関係はない。



KDD RESEARCH



AMERICAS

ユニテル、再建計画でAT&Tと最終合意

■ 焦点のAT&Tの持ち株比率は、現行外資規制枠内の33%に、スプリント・カナダは引き続き異議を唱える構え。

ユニテルは1月8日、同社の再建計画^{注11}について、AT&Tをはじめとする新たな出資者と最終合意に至ったと発表した。計画は、昨年9月の発表当初と大筋で変更はないが、出資者間の持ち株比率が今回初めて明らかとなった。

- AT&T 33%
- Tronto-Dominion Bank 23%
- Bank of Nova Scotia 28%
- Royal Bank of Canada 16%

<出典>ユニテル社プレスリリース(1.8) Financial Post(1.9) 他

COMMENT

AT&Tは昨年9月の計画発表当初、キャリアの議決権付き株式の20%、持株会社の場合33.3%というカナダの外資規制を踏まえてこれらを同時に行う意向を明らかにし^{注12}、また外資規制の撤廃を求めるとコメントするなど、カナダ規制当局との対決姿勢を露にしていた。しかしその後AT&Tは「カナダの外資規制を守る」とトーンダウンし、最終的にはユニテルの持株会社Unitel Communications Holdings Inc.の33%のみと、現行で認められる範囲内に落ち着いたこととなる。一方、競争事業者スプリント・カナダの持株会社Call-Netは昨年11月、本計画に異議を唱えて合法性の調査をCRTCに請願したが、計画の最終決定前であり時期尚早であると却下されていた。今回の最終合意を受けてCall-Netは、AT&Tが事実上ユニテルを支配する可能性は依然消えていないとし、CRTCに対し再び請願を行っている。

(園山 佐和子)

産業省、PCS免許を付与

■ 今後2年以内でのサービス開始を見込む。

産業省は95年12月18日、以下の4社にPCSの全国免許^{注13}を付与した。同時に地域免許の申請も受け付けていたが、今回は付与が見送られている。

- Clearnet PCS Inc.(30MHz)^{注14}
- MicroCell Network Inc.(30MHz)^{注15}
- Rogers Cantel Mobile Inc.(10MHz)^{注16}
- Mobility Personacom Canada Ltd.(10MHz)^{注16}

産業省では、今後2年以内にカナダの主要都市でのサービス開始を見込んでいる。

(園山 佐和子)

<出典>産業省プレスリリース(12.18) Reuter News Service(12.19) 他

(注11)

概要は以下のとおり。

- それぞれ48%、29.5%の出資を行っていたカナディアン・パシフィック、ロジャーズは撤退。
- AT&T、Bank of Nova Scotia、Tronto-Dominion Bank、Royal Bank of Canadaが新たにユニテルに2億5,000万カナダドル(約198億円)出資。出資額はAT&Tと3銀行で折半。
- AT&Tは、AT&Tブランドの使用を含む"management and consulting service"をユニテルに提供する。

(注12)

キャリアであるユニテル本体への出資は合計46%となる。

(注13)

- 免許付与規則の概要は以下の通り。
- 全国免許と各地域免許の2種類。免許数は定められていないが、それぞれ30MHz x 3、10MHz x 3の最大6まで。
- 割り当てる周波数帯は米国と同様1,850~1,990MHz帯。
- 1事業者当たりの最大周波数を40MHzとしたため、既に25MHz利用しているセルラー事業者による取得は、10MHzの免許に限る。

(注14)

SMR(特殊移動体無線)事業者の最大手。米国のネクステルが35%、モトローラが少数出資している。

(注15)

92年、セルラー事業者2社とともにCT-2 Plusサービス(カナダではpublic cordless telephone service: PCTSと呼ばれる)の免許を取得している。

(注16)

既存のセルラー事業者。Mobility Personacom Canadaは、ステントール構成地域電話会社の子会社のコンソーシアムである。



CRTC、衛星放送サービス免許を付与

BCEの出資するExpressVuと米国ヒューズの出資するPower DirecTVが取得。CATV事業者連合のHomestarは選からもれた。

CRTC(カナダ放送電気通信委員会)は95年12月20日、ExpressVu^(注17)とPower DirecTV^(注18)の2社に衛星放送サービス(Direct-To-Home satellite services)の免許を付与した。ショウ・コミュニケーションズをはじめとするCATVオペレータのコンソーシアムHomestarに関しては、米国のPrimestar^(注19)との提携を巡って事業計画が未確定であるとして、申請が却下されている。免許取得を受けてExpressVuは、今年6月までに全国でサービスを開始すると発表している。

CRTCニュースリリース(12.20)、Reuter News Service(12.20)他

COMMENT

申請は昨年8月に締め切られたが、関係者が全く予期していなかった申請者がHomestarであった。申請が却下された背後には、Primestarとの提携が未確定であることのみならず、以下の点が推測される。

1. 3社で競争が可能なほどの市場規模が見込まれないこと。
 2. 衛星放送が、独占の弊害が指摘されるCATVの競争サービスとして位置づけられているため、CATVオペレータによる参入が望ましくないこと。
 3. カナダの文化的アイデンティティ保護の観点から、米国企業による参入を1社に限定した。
- (園山 佐和子)

(注17)

BCEが33%出資する他、放送事業者のWestern International Communications Ltd.(WIC)衛星放送受信アンテナメーカーのTee-Comm Electronics Inc.らが出資している。

(注18)

米国のDirecTVが20%、カナダの大手多角経営コングロマリット、パワー・コープの傘下企業であるパワー・ブロードキャストが80%出資している。

(注19)

米国のCATVオペレータ、TCI、コムキャスト、コンチネンタル・ケーブルビジョン、コックス・ケーブルらによる衛星放送サービス。

ASIA



アジア全般

アジア域の衛星移動体通信プロジェクトが始動

シンガポール、中国の6企業の合併会社設立で、静止衛星利用の移動体通信計画がよいよ始動。タイ、日本の企業もプロジェクト参画を検討。

シンガポール・テレコム、シンガポール・テクノロジー・テレメディア^(注1)および中国国有企業4社は95年12月28日、静止衛星を利用した移動体通信サービスを提供する合併会社の設立合意書に調印した。同6社は合併会社「Asian-Pacific Mobile Telecommunications Satellite Pte Ltd(APMTサテライト)」をシンガポールに設立、資本金は約1億2,000万米ドルで、6社それぞれが2,000万米ドルずつ出資する。中国側の4社は中国航天工業総公司(中国最大の軍需企業)の他、国防科学技術委員会、郵電部、聯合通信の傘下企業となっている。APMTと呼ばれる本計画は、総事業費約6.4億米ドルの見込みであり、2機の静止衛星(現用1機、予備1機)によって、パキスタンから日本、中国からインドネシアをカバーする予定である。APMTサテライトは現在、衛星の入札を実施しており、1998年中頃の運用開始を目指している。

<出典>KDDシンガポール事務所(1.8)、Asia Wall Street Journal(95.12.30)他

COMMENT

調印同日、タイのAMT(TOT、CATなどが出資)および日本の三菱商事がAPMTサテライトと覚書を締結、同プロジェクトへの参画を検討している。タイのAMTはAPMTサテライトへの10%出資も計画している。APMTサテライトは当初、5つの関門局設置(中国3、シンガポール1、タイ1)を予定しているが、技術的に30の関門局まで対応可能なことから、今後、他のアジア域企業の参加が予想される。

なお、通信インフラの整備を急ぐ中国において、本プロジェクトに郵電部、聯合通信傘下の企業が参画していることで、国家レベルで取り組む姿勢が窺える。(加藤 潤一)

(注1)
シンガポール・テクノロジー・テレメディアはシンガポール・テクノロジー・グループ(Singapore technologies Group)傘下の企業である。同グループはシンガポール内外で情報通信ビジネスを加速している。



KDD RESEARCH

韓国

DACOM、市外通話サービス提供開始

96年1月1日より47都市をカバーしてスタート。料金は、KTより平均6%安。96年中に12.8%のシェア獲得が目標。

DACOMは、96年1月1日より市外通話サービスの提供を開始した。ソウル、釜山、光州、大邱、大田の5都市に市外交換機を設置し、47都市で利用可能となっている。料金は、下表のとおりKTより平均6%安。利用にあたっての事前登録等の手続きは不要であり、DACOMの市外通話サービス識別番号である「082」を最初にダイヤルするのみで利用できる^(注2)。また、「Direct DACOM Service」という名称で、顧客の電話設備と同社の交換機を直接専用回線で結んだ直加入型の市外通話サービスも提供する(工事費のみで、契約料、基本料なし。現在のところ、通話料割引もないが、今後検討するとしている)。DACOMは、96年中に12.8%、2000年に24.6%のシェア確保を目標としている。

<出典>KDDソウル事務所(12.20) DACOM TODAY(95年冬号)

表 DACOMとKTの市外通話料金比較(3分間)

単位：ウォン

	DACOM	KT	格差
30kmまで	40	40	0%
30km以上～100km未満	186	200	7%
100km以上	285	313	9%

(参考) 100ウォン=約13円

COMMENT

DACOMが待望の市外通話サービスを開始し、国内固定電話サービスのKTによる独占に終止符が打たれた。DACOMは、市外通話サービスの提供にあたっては、KTとの料金値下げ競争は避け、多様なサービスメニューの開発、品質、カスタマーサービスで勝負したいとしている。また、市内網のKTへの依存を軽減するため、ソウル等上記5都市では、市内網も順次構築する予定であり、1997年にも予定されている市内通話サービスへの競争導入も視野に入れた計画を進めている。

(渡邊 一昭)

LGグループ、DACOMの株式取得

関連会社のLG半導体を中心とするコンソーシアムがDACOMの全株式の9.84%相当分を新たに取得。LGグループの電気通信分野本格参入の布石?

韓国長期信用銀行が所有するDACOMの株式129万株(全DACOM株式の9.84%相当)の競売が95年12月19日に実施された。入札の結果、韓国を代表する財閥の1つであ

(注2)
公衆電話からは、KTとの負担金問題で折り合いがつかず、利用できない。DACOMは今後、自社公衆電話の設置を進める。



KDD RESEARCH



ASIA

(注3)

本年に延期された国際電話サービス等の新規事業者選定(詳細コメント参照)の条件にKT、DACOM等の基幹通信事業者の「大株主」(情報通信部は、明確な定義を発表していない)の申請を認めないとの条項に抵触するおそれがあることから、LGグループは、取得したDACOM株式の一部を同グループに近い企業に売却した。売却前のLGグループのシェアは、12.29%で筆頭株主となっていた。

るLGグループの関連会社LG半導体を中心とするコンソーシアムが3,615億ウォン(約470億円)で落札した。LGグループは、DACOMの株式の9.54%^{注3)}を所有することになり、有力株主となった。<出典>KDDソウル事務所(1.16、1.17)、The Korea Economic Weekly(1.15)

COMMENT

LGグループに近い企業が所有するDACOM株も合わせると全体の約27%の株式を所有することになると言われており、LGグループのDACOMへの影響力が増すことは確実な模様で、「LGグループがDACOMの経営権を事実上掌握した」と報じる現地紙もある。LGグループは、KTと組んだカンボジアでの業務用無線通信事業の免許取得等、電気通信分野への進出に力を入れている。今回の株式取得も、DACOMのネットワークを使用し、マルチメディアを中心に据えた同社の情報通信産業部門の育成戦略の一環との分析もある。韓国情報通信部は、通信分野の規制緩和として国際電話等の電気通信事業への新たな民間事業者の参入を認める決定をしており、その事業者選定が本年4月の韓国総選挙後の6月に実施される予定である。その事業者選定では、資本力のある財閥のみならず、中小企業にも参入機会を与えるという配慮から、(注3)の既存基幹通信事業者の株式所有制限の他にも1社に認める申請件数を1事業に制限する、中小企業を数多く含むコンソーシアムを優遇する等の条件設けている。LGグループはPCS事業への参入を第一希望としている模

表 DACOMの主要株主

社名	占有率
東洋グループ	9.57%
LGグループ	9.54%
三星グループ	9.36%
現代グループ	5.27%

(1996年1月17日現在)

様であるが、この選定方式の下では必ずしも希望する分野の事業免許獲得に至らないリスクが大きいことから、既存事業者の株式取得の方が今後の事業計画を練る上で早くて確実と判断したとの見方もできるだろう。DACOMの主要株主は、左表のとおりになっているが、事業申請を前に「大株主」の判定を逃れるための各社の駆け引きが繰り広げられることになるかもしれない。

(渡邊一昭)

(注4)

CDMA(Code Division Multiple Access:符号分割多元接続)方式とは、識別可能な特定の符号列を用いて周波数変調、位相変調を行い、その符号列に従って復調するもの。周波数利用率がTDMA方式(時分割多元接続)に比べて高い点の特徴。日本でも、次世代移動通信と位置付けられているFPLMTSへの応用を目的に本年より2000年までの5年間で総額20億円をかけて技術的試験を行うことを郵政省が発表している。

KMT、CDMA方式によるデジタル・セルラー電話サービス開始

KMT(韓国移動通信)は、ソウル西方の仁川、豊川の2都市でCDMA方式^{注4)}によるデジタル・セルラー電話サービスを96年1月3日より開始した。同方式によるサービス提供は、香港のハチソン・テレフォンに続き世界で2番目。ソウルでの提供開始は、周波数不足への対応から本年3月1日に予定している。一方、第二セルラー事業者の新世紀移動通信も、CDMA方式によるサービスを本年4月1日から開始する予定である。(渡邊一昭)

<出典>Global Mobile(1.11)他

台湾

交通部、移動体通信サービスへの民間企業の参入を認める決定

セルラー電話、ページング、業務用無線、移動データ通信、VSATの5つのサービスが96年1月末までに民間企業に開放されることに。

予てより移動体通信サービスの規制緩和計画を表明していた台湾交通部は、95年12月30日、セルラー電話、ページング、業務用無線、移動データ通信、VSATの移動体通信サービスを96年1月末までに民間企業に開放すると発表した。現時点で判明しているセルラー電話、ページング、業務用無線サービスの免許付与件数は下表のとおり。

<出典>KDD台北事務所(1.4)

表 各サービスの免許付与件数

サービス	免許付与件数
セルラー電話	地域系6社と全国系2社の計8社 (地域系事業者の内訳) -900MHz帯並びに1.8GHz帯の各々について、北部、中部、南部地区の各地区1社 (参考) 全国系事業者には、1.8GHz帯が割り当てられる。
ページング	地域系6社(北部、中部、南部地区に2社ずつ)と全国系2社の計8社
業務用無線通信	地域系24社 -500MHz帯で北部、中部、南部地区の各地区5社 -800MHz帯で北部、中部、南部地区の各地区3社

COMMENT

今回の決定は、台湾政府が進めている「アジア太平洋オペレーション・センター計画」に基づく電気通信分野の規制緩和の第二段階の一環として行われるものである。外資に関しては、現在参入が認められていない台湾の第一種事業(設備ベース)に関し、条件付きで外資の出資を認める等の法律の改正案が1月16日に議会で可決された(詳細は、本号別記事参照)。台湾の移動電話サービスは、現在、DGTがアナログのAMPS方式及びデジタルのGSM方式を独占的に提供しているが、端末価格の下落が進まない、GSM方式の基地局設置が進まず利用地域が限定される等の不満が利用者から出ており、今回の決定並びにCT-2の導入で、市場の活性化が期待される。
(渡邊 一昭)

立法院、電信法改正案等3法案を可決

DGTの電気通信運用部門の分離、同部門の株式会社化及び民営化、国内、国際通信への競争導入、設備ベース事業の外資への開放を決定。

台湾立法院(国会に相当)は、電気通信分野の規制緩和の一環として電信法を初めとする3法案を96年1月16日に可決した。可決された法案及びその主な内容は次のとおり。





ASIA

(1) 交通部電信総局組織条例

DGT(電信総局)から電気通信運用部門を分離し、DGTは規制機関としてのみ機能する。組織改正は、96年7月実施予定。

(2) 中華電信股 有限公司条例

DGTから分離した電気通信運用部門は、国営会社「中華電信株式会社」とし、5年以内に民営化を実施する。また、5年後に国内、国際電話サービスの民間企業への開放を実施し、競争を導入する。

(3) 電信法

外国企業に対する通信市場の開放策として、第一種通信事業(設備ベース)については、20%を上限に外国企業の出資を認める。第二種通信事業(非設備ベース、VAN)については、現在49%を上限としている出資規制を撤廃し、100%外資による事業の運営を認める。

<出典>KDD台北事務所(1.17)、Financial Times(1.17)、Asia Wall Street Journal(1.13)他

COMMENT

長年の懸案事項であったDGT(電信総局)の電気通信運用部門の分離、会社化が、基本通信分野の外資への開放と併せて95年12月に実施された総選挙後初の立法院で可決された。立法院では、李登輝総統率いる与党国民党とDGT職員 of 支持を得た野党(民進党、新党)との間で激しいやりとりが行われた。DGT職員及び野党の根強い反対にも拘らず法案が可決された背景には、

(1)台湾がその経済力に見合った国際的認知を得るため当面の目標としているWTO加盟を実現するには、あらゆる産業分野の市場開放を実践することが余儀なくされており、電気通信分野も例外ではない(注5)

(2)台湾政府が推進する「アジア太平洋オペレーション・センター計画」の下で、台湾が地域の通信ハブとしての地位を現実のものとするためには規制緩和により魅力的な市場を形成する必要がある

との認識に立ち、これらの目標達成に不退転の決意で臨むという国民党の意志のあらわれと見ることができよう。また、今国会での同法案の審議に先立ち、台湾を代表する企業であるパソコンメーカーのエイサー(Acer)が、電気通信分野の規制緩和が実施されない場合、同社の通信拠点を香港等国外に移転するとの発表を行い、圧力をかけたことも追い風と

参考 アジア太平洋オペレーションセンター計画の下での電気通信自由化スケジュール

フェーズ	実施時期	自由化対象分野	関連事項
第一段階	1995年～1997年	データ通信	1989年7月 国内VANサービスの民間企業への開放実施(外資の49%までの出資も認める) 1994年12月 1995年9月 パケット及び蓄積型FAXサービスの民間企業への開放実施 VAN事業者による国際データ専用線使用解禁 VAN事業者へのインターネットサービス等の開放決定
第二段階	1998年～2000年	移動通信	1994年3月 CT-2の民間企業への開放決定 1995年7月 CT-2の事業者選定実施
第三段階	2001年～2003年	基本電話	1995年12月 セルラー電話、ページング、業務用無線、移動データ通信、VSATの民間企業への開放を決定

(注5)

台湾行政院(内閣に相当)は、さらに財政部(大蔵省に相当)の金融機関等36の公営企業も今後7年間で民営化する方針であるが、電信総局同様企業関係者の反発が懸念されている。



KDD RESEARCH

なった模様である。

DGT労働組合は、株式会社化、民営化の条件の一つとして新たに設立される中華電信株式会社の「経営の民主化」として役員の一割を職員が選出できる権利を保障するよう求めていた。この要求は却下されたが、新会社の役員の一割は、学識経験者及び専門家から起用すること、その中に労組の代表を含むという代替案で与野党は合意している。

今回の法案可決により、台湾の通信分野の第三段階の実施に目処がついたことになり、台湾電気通信市場参入に向けた地元企業、外国企業の動きが活発化することになる。

(渡邊 一昭)

マレーシア

MEASAT-1、打ち上げ

マレーシア初の通信衛星が打ち上げ成功。ピナリアンはMEASAT-2を含め、衛星システムに240億円を注ぎ込む。

本年1月13日、マレーシア初の通信衛星MEASAT-1の打ち上げが成功した。打ち上げは仏領ギアナのクールーにおいて行われ、打ち上げ事業者は仏アリアンスペースであった。MEASAT-1はCバンド12本、Kuバンド5本のトランスポンダを搭載し、インドシナ諸国、東南アジア、南アジアなどをカバーエリアとする。また、所有・運用事業者のピナリアン^(注6)は国内通信サービス提供、他の通信事業者へのリースおよび衛星放送などに利用される見込みである。ピナリアンはMEASAT-2の打ち上げを本年10月に予定しており、MEASAT-1、2に対して、6億リンギマレーシア(約240億円)の投資を行う。

<出典>KDDクアラ Lumpur事務所(1.15)

COMMENT

MEASATの打ち上げはその所有・運用事業者ピナリアン、ひいてはマレーシアのメディアにとって大きなインパクトと言える。ピナリアンはセルラー電話サービスの提供に続き、衛星通信事業が始動することで、フルサービス提供事業者として全貌を現しつつある。

マレーシアとしては、独自衛星の打ち上げで、インテルサットおよびパラバ衛星の使用料を節約できるメリットがある他、衛星放送(DBS)の解禁が大きい。これまで、マレーシアでは衛星放送の受信は禁止され、一般家庭では受信用アンテナの設置も認められなかった。しかし、95年に政府はピナリアン運用のMEASATに限り、同規制を緩和、外国放送も専用テレビ局経由で国内受信可能となる。但し、同国でも、宗教、性描写、政治問題などに関する番組内容に制約が大きい。衛星放送の普及に伴い、そうした内容に対するチェック機能が問題になってくるであろう。

MEASATは当面、自国内の通信・放送インフラとしての事業展開となるが、今後、ASEAN域ひいては汎アジアの衛星放送需要にも対応していくことが予想される。(加藤 潤一)

(注6)

ピナリアン(Binariang Sdn Bhd)はマレーシアにおいて、新興アナタダ・クリシュナン氏により設立され、国内通信、国際通信、GSM方式によるセルラー通信、MEASAT(Malaysia East Asian Satellite)シリーズによる衛星通信の4分野を主要な事業領域とする。なお、衛星放送事業に関しては同氏傘下のMBNS(MEASATブロードキャスト・ネットワーク・システム)が担当する。



KDD RESEARCH



ASIA

フィリピン

拡大付加価値税を導入

通信料金に対しても適用され、各社が月額基本料など通信料金を値上げへ。同国発の国際通信に関しては従来の海外通信税10%の廃止により据置き。

フィリピン政府は本年1月1日から税率10%の拡大付加価値税(E-VAT: Expanded-Value Added Tax)を導入した。E-VATは通信料金にも適用されるため、PLDTをはじめ、各通信事業者が通信料金の値上げを発表している。PLDTは月額基本料金と国内の長距離通話料金をそれぞれ10%値上げする。

但し、フィリピン発の国際電話料金に関しては、従来の通信税(communication tax / 税率10%)の廃止に伴い据置きとなっている^(注7)。

<出典>KDDシンガポール事務所 / Asia Wall Street Journal(1.15)

COMMENT

E-VATはフィリピン政府が安定した税収の確保や税システムの簡素化に伴い、80以上の税を撤廃し、導入した付加価値税であり、幅広い財・サービスを対象としている。1993年に法案が通過したものの、導入反対派による訴訟などにより導入自体が遅れており、現在でも根強い反対がある。

なお、PLDTによると、E-VATの導入で現在PLDTの総収益に課されている3%のフランチャイズ税(franchise tax)が撤廃されることが予想され、今年の税支出の面で約9億ペソ(約36億円)の削減が見込まれる。
(加藤 潤一)

(注7)
外国発フィリピン着のコレクトコールに関しては、5%値上げの予定。

インド

インサット2C衛星、打ち上げ成功

中央アジア、東南アジアをカバーし、主要都市間の長距離通信、海事通信、衛星放送などで利用。本年11月に打ち上げ成功のAsiasat-2衛星との競合も。

インドのISRO^(注8)は本年12月7日、打ち上げ事業者の仏アリアンスペースにより、INSAT-2C衛星の打ち上げに成功した。同衛星はCバンド18本、Kuバンド3本、Sバンド3本を搭載し、北東アフリカ、中央アジア、東南アジアをそのカバーエリアとする。用途としては、主要都市(デリー、ボンベイ、カルカッタ、マドラス)間の長距離通信、海事通信、衛星放送などで利用される。

<出典>KDDシンガポール事務所(12.13)他

(注8)
INSAT(Indian National Satellite System)衛星に関し、ISRO(Indian Space Research Organization: インド宇宙研究機構)が運用・管理に当たる。



KDD RESEARCH



COMMENT

インドでは地上の通信・放送網を補う意味から、早い時期から衛星導入計画が積極的に推進されてきた。INSAT-2シリーズは気象分野を含む多目的衛星であるが、INSAT-2C衛星は特に通信、放送需要に限定される予定である。放送に関しては、2億人を超すとも言われる中産所得層の台頭で国民のメディアへの需要が増加している事情がある。スターTV、Zee TV(アジアサット衛星を利用する衛星チャンネル)などの衛星番組がケーブルテレビを通じて一般家庭で視聴され、人気を集めているという。そのため、国営TV放送機関 Doordarshanも1993年10月から衛星番組サービスを開始し、インドのメディアも多様化しつつある(衛星放送の受信世帯は94年9月現在、1,200万世帯)。また、INSAT-2C衛星の有力顧客であるDoordarshanは同衛星を自社の番組中継・放送に利用するほか、海外の衛星放送事業者へのリースも計画しており、汎アジアで番組配信を巡り激しい競争を展開している米国・香港のメディア会社などの需要にも対応する。その意味でも、94年11月に打ち上げに成功したAsiasat-2衛星との競合の可能性も十分に考えられる。なお、スターTVはAsiasat-1,2衛星を利用した汎アジアでの衛星放送事業を展開している。(加藤 潤一)



KDD RESEARCH



MIDDLE EAST

イスラエル

イスラエル通信省、第三セルラー事業者の選定を検討

イスラエル通信省は、第三セルラー事業者の選定を入札により実施することを検討中である。これは、第二セルラー事業者としてセルコム(ベル・サウスと地元資本のイスラエル・イスカウト社等による合弁会社)を選定した際、セルラー電話サービスが30万加入を超えた時点または、1996年に第三セルラー事業者を選定するとした決定に基づくもの。イスラエルでは、現在、ペレフォン(モトローラとBezeqの合弁会社)がDAMPS方式で、セルコムがTDMA方式でセルラー電話サービスを提供しており、95年12月1日現在、2社の合計で40万加入となっている。通信省は、第三事業者にはGSMサービスの提供を義務付ける予定。

(渡邊 一昭)

<出典>Global Mobile(12.14)

ヨルダン川西岸・ガザ地区

新規事業者パルテル、GSM網システムサプライヤーの入札実施へ

パレスチナ暫定自治区に発足した新通信事業者であるパルテルは、GSMサービスの提供計画を表明していたが、そのシステムサプライヤーの入札を96年上半期中に実施すると発表した。同社は、10年以内にGSM網で10万回線、固定網の60万回線と併せ、総額6億ドル(約600億円)の投資を行う。パルテルでは、96年内の建設開始を予定している。

(渡邊 一昭)

<出典>Telenews Asia(11.2)





EUROPE

欧州委員会

移動体通信に関する自由化指令を採択

■ 今やドル箱市場となった移動体通信の成長を加速させることに。

欧州委員会は1月10日、移動体・パーソナル通信に関する自由化指令をローマ条約第90条に基づく委員会指令として正式採択した^(注1)。本指令は2月に発効するが、各加盟国は発効後9カ月以内に本指令に準拠する形で各国法を修正する必要がある。なお、スペイン、ポルトガル、アイルランド、ギリシャには最長5年間の猶予期間の申請が認められている^(注2)。

本指令で規定されている主な内容は以下のとおりである。

- 移動体通信に関する特別・排他権の廃止
- 各移動体通信事業者に対する自営網構築および代替インフラの利用認可
- 公正かつガラス張りのライセンス付与手続きの確立
- 原則としてライセンスの数は制限しない
- 1998年以降はDCS1800ライセンスの付与を義務づける
- 移動体通信事業者による異種規格サービスの融合・提供を妨げない
- DECT規格でのテレポイント・公衆アクセスサービスライセンスの申請を受けつける

<出典>Fintech Mobile Communications(1.11)他

COMMENT

本指令の規定のうち、各事業者に対する自営網敷設ならびに代替インフラ利用の認可は、とりわけ第二事業者の伝送路調達費用の引き下げをもたらすものであり、欧州移動体通信市場のさらなる競争進展および活性化が期待される。欧州では移動体通信のうち、特にセルラーサービスの加入者数が、1995年1月の1,422万から12月には2,200万強へと年間60%増の勢いで伸びているが、本指令による規制緩和がこの勢いを加速させることは必至である。

(青沼 真美)

(注1)

95年12月20日には政治的決定として、採択が決定されていたが、各国語への翻訳の遅れから、今般正式採択に至ったものである。

(注2)

ルクセンブルクは、猶予期間を申請しない旨既に表明している。



KDD RESEARCH



EUROPE

英国

MMCによるナンバーポータビリティの裁定結果

BTに対して約70%の費用負担を求める内容。オフテルはBTの合意なしでBT免許の改正が可能に。

オフテルは、MMC(Monopolies and Mergers Commissions)によるナンバーポータビリティ^(注3)についての裁定結果を発表した。MMCは、ナンバーポータビリティは効果的な競争のためには不可欠で、顧客の利益につながり効率性の向上につながるものであるとした。またMMCは、BTは全費用を他の事業者に負担させるべきではなく、これを認めている現在のBT免許の改正なしには、ナンバーポータビリティ導入が早急かつ効果的に行われず、現在の状況は公共の利益に反していると結論付けている。MMCは、以下のような具体的内容の提案を行っている。

BTの免許を改訂し、BTにもナンバーポータビリティの費用の一部を負担させる必要がある。費用負担の割合は、BTが約70%とする^(注4)。

オフテル長官に、BTが不当なナンバーポータビリティの費用を計上した場合、これを認可しない権利を与える。

オフテルはまた、MMCによる調査の期間中、BTが算定した今後2000年までのナンバーポータビリティ提供に要するコストが、5億ポンドから2億2,000万ポンドにまで下がったことを明らかにした。

オフテルはBT免許の変更についての諮問を1月19日まで行い、その後提出されたコメントへの意見を受け付けた後、免許の変更を行う。

<出典>KDD UK(12.18)他

COMMENT

ナンバーポータビリティの費用負担の問題は、オフテルとBTの間で合意に至らず、MMCによる裁定に持ち込まれた初のケースとなっており、その行方が注目されていた。電気通信法の規定により、今回のケースのようにMMCが「公共の利益に反する」という決定を行った場合、オフテル長官は、MMCの報告書の内容を考慮し、公共の利益への悪影響を是正・防止するために必要な免許の修正を行わなければならない。通常、免許修正にはBTの同意が必要であるが、今回のようなMMCの決定によるケースでは不要となる。

今回のMMCの裁定結果について、オフテルとBTの両方が歓迎する意向を表明している。まずオフテルは、ナンバーポータビリティは公共の利益にかなうもので、BTは全費用を他事業者に負担させるべきでないとの見方をMMCが裏付けたものであるとし、また費用負担の方法についても、BTの負担を約75%とするオフテル案に近いものとなったとしている。一方BTの側も、かねてから競争的市場実現のためにナンバーポータビリティ自体の導入には賛成しており、この判断が正しかったことが証明されたこととともに、他事業者にも一定の費用負担を求めた点について今回の決定を評価している。

短期的にみれば、一方的に免許を改正され、自らの顧客の流出のためにコスト負担を義務付けられるBTは不利な立場におかれていることは明らかであるといえるだろう。しかし、かねてよりナンバーポータビリティの導入はCATV事業者からBTへの移行にも利用されることが指摘されており、「強がり」ともとれるBTの見解は、後にBTにとってナンバーポータビリティ導入が有利に働く可能性を視野に入れてのこととも考えられる。(細谷 毅)

(注3) 電話加入者が電話事業者を変更しても、それまで利用していた電話番号を継続して利用できるようにすること。なおここでは、住所変更の際の同一番号の継続使用や、着信払いサービス(0800)などは考慮されていない。

(注4) MMCによるコスト分担方法の提案は、BTネットワーク改造の初期費用はBTが負担し、個々の顧客の番号を他の事業者に移すための費用についてはBTが他の事業者に負担させることができる、などとなっている。



オフテル、回線基本料金のプライスカップ廃止へ

加入回線についても競争が行われていると判断し、BTに料金設定の自由を与える。BTはパッケージ料金を導入へ。

オフテルは、BTの免許を変更し、全体のプライスカップ(RPI - 7.5%)以外に回線基本料金を課されているRPI+2%の個別のプライスカップ(サブキャップ)を撤廃するため、電気通信法で定められている諮問を行った。諮問期間は1月16日までで、その後提出されたコメントへの意見を1月30日まで受け付けた後、免許の変更を行う。サブキャップは急激な回線料金の値上げから消費者を保護するために設定されたが、すでに英国内では競争が行われており、現在事業者の選定が行われている無線による加入回線が実現されればさらに競争が進むと考えられるため、撤廃を行うのに適当な時期が到来したとの判断をオフテルは示している。今回の免許改正により、BTはパッケージ料金を導入するとオフテルは予想しているが^(注5)、その前に、1)キャンペーンを行い、顧客が新しい価格をよく理解できるようにすること 2)全体のプライスカップ(RPI - 7.5%)を満足すること 3)低額利用者向けの割り戻し制度であるLUS(Light User Scheme)の利用者について値上げとならないことを保証することの3点を満足する必要があるとした。また、サブキャップ廃止に伴い、現在のADC^(注6)の仕組みは2月8日に撤廃することが提案されている。

<出典>KDD UK(12.19)他

COMMENT

サブキャップ廃止の方針は、94年12月の諮問文書で打ち出された後、95年7月の文書で免許改正案とともに発表され、その後の議論の結果、今回の諮問に至ったものである。従来の方針通りの内容となっていることで、国内市場で効果的な競争が行われているというオフテルの主張が支持を受けたことになる。

今回ADCが廃止されることで、オフテルが現在行っている、97年7月にプライスカップの期限が切れた後の規制の検討において、ユニバーサルサービス提供や、相互接続料金の設定などをよりシンプルに扱うことが可能となる。また、唯一ADCを支払っているマーキュリーは、改正により短期的には利益を得ることになるが、BTがリバランシングを行い通話料金の値下げを行った場合、追従する必要の生じるマーキュリーへの影響は非常に大きいと考えられる。

(細谷 毅)

オフテル、ユニバーサルサービスに関する諮問文書発表

ユニバーサルサービス基金の設立を提案。ユニバーサルサービス提供に必要な費用は年額5,000万から1億ポンドと試算。

オフテルはユニバーサルサービスについての諮問文書を発表した。なお、実際に新制度に移行するのは、プライスカップの期限の切れる97年8月以降となる。発表された内容は以下の通り。

ユニバーサルサービスの定義

「居住する場所にかかわらず、正当に要求するすべての者に対する入手可能な基本電気

(注5)

オフテルの発表によれば、BTはオフテルに対し、現在の料金体系(通常料金およびLUS)に加え、基本料金を値上げする(最大で四半期30ポンド程度)一方で通話料金を値下げする(20~25%)パッケージ料金の導入を打診している。

(注6)

ADC(Access Deficit Contribution)は、BTと相互接続する事業者がBTの回線接続料(敷設一時金)と回線基本料金の赤字を補填するシステム。現在支払いを行っているのはマーキュリーのみである。



KDD RESEARCH



EUROPE

通信サービスへのアクセスと定義する。「基本電気通信サービス」の意味は利用者によって異なるが、オフテルは全利用者、聴覚障害のある利用者およびコミュニケーションに著しい困難のある利用者、教育機関等の3グループに分けて検討している。

それぞれのグループに対する施策

全利用者について、デジタル交換機への接続を行い項目別請求書(無料)や付加サービスの利用を可能とする。また、経済的理由から支払いが行えない顧客への電話の普及のため、現在のLUS(Light User Scheme:低額利用者向け割り戻し制度)以外にも、利用可能な番号を限定(例:緊急番号や無料番号など)したサービスや通話料金前払い制度などを導入する。

聴覚障害のある利用者等に対しては、Text Phone(両端に専用端末を設置し、文字データの授受を行うためのサービス)やText Relay(Text Phoneの文字データを音声に変換するサービス)の普及促進や、通話料金の補助などを行う。

また、学校に対しては特に高度サービスを導入する必要があると考え、そのために特別料金の導入や公的補助などの方法を検討する。

ユニバーサルサービスの必要費用

BTおよびKC(キングストンコミュニケーションズ:ハル市においてユニバーサルサービス提供の義務を課されている)について分析した結果、ユニバーサルサービス提供のために必要な年間費用は5,000万~1億ポンドで、電気通信分野の全売上の1%以下である。

費用負担の方法

ユニバーサルサービス基金を設立する。基金への支払は移動体、CATV、ISRなどの個別免許を持つ電気通信事業者が売り上げに応じて負担する(ただし売上が一定額以下の事業者については免除することを提案)。基金の管理についてはオフテルから独立の機関が行う。

競争の導入

採算の合わない顧客について、BT・KC以外の事業者がサービスを提供し基金から支払を受けることを選択できる方法(Pay or Play)を採用する。また、採算の合わない地域については、試行的にいくつかのフランチャイズを設定して入札を実施し、基金からの最も低い受け取り金額を提示した事業者にユニバーサルサービスの提供を行わせる。

<出典>KDD UK(12.19)他

COMMENT

今回の提案は、基金の設立など95年7月の文書について支持を得られたこともあり、ほぼ既定の方針に沿ったものとなっている。7月以降の進展としては、さらに調査を行い必要な金額を算定したこと、検討を行う際に利用者を3グループに分けたこと等があげられる。特に、学校への高度サービスの導入については、労働党が政権を獲得した場合はBTのエンターテインメントサービスへの進出を認める見返りに、BTが学校・図書館等へ無料で光ファイバーを接続することでBTと労働党が合意したため、これに対抗する方策が求められていた。今回のオフテルの提案の他にも、DTI(情報産業省)と教育省がそれぞれ学校への情報ハイウェイ導入に関する文書を発表している。

(細谷 毅)



オフテル、IDDの相互接続料金に関する諮問文書を発表

CATV事業者などからBT / マーキュリーへの支払いを引き下げる提案内容。設備ベースでの自由化が行われるまでの経過措置として位置付け。

オフテルは、CATV事業者などがBT / マーキュリーに対して支払う国際自動通話 (IDD) の相互接続料金について、gross accountingと呼ばれる現在の計算方法を、96年4月からはnet accountingと呼ばれる方法に変更していくことを提案する諮問文書を発表した。相互接続料金は、BT / マーキュリーに直接生じるコストと外国側キャリアとの間の計算料金によって算定されているが、両者は計算料金の扱いが異なっている。すなわち、net accountingはリターントラフィックによる計算料金受け取り分を相互接続料金に反映させるのに対して、gross accountingはこれを無視する^(注7)。net accountingでは、相互接続事業者はリターントラフィックの利益を自ら設備を所有・運用している場合と同様受けることができるため、相互接続料金は大幅に引き下げられる^(注8)。

国際通信分野のデュオポリー政策によって国際通信設備の所有・運用がBT / マーキュリーに限定されている現状では^(注9)、両社は外国からの計算料金受け取りのメリットをnet accountingによって相互接続事業者、延いては消費者に還元する必要があるというのがオフテルの論拠である。オフテルはまた、自由化の見通しに関して、EU/WTOレベルで一定の進展はあるものの、近い将来に完全な設備ベースの自由化が行われるかどうかは定かでないことも、net accountingへの移行の理由として述べている。なお、完全に設備ベースで自由化が行われた場合には、net accountingは投資へのインセンティブを失わせるため不適当であるため、自由化の状況に鑑み見直しをする必要性も指摘している。コメントの受け付けは2月15日まで行われる。

<出典>KDD UK(12.19)他

(注7)

オフテルは、それぞれの算定方法について次のような例を挙げている。

(1) BTに生じるコストが英国着信 / 発信の場合共に5p、計算料金が30p(支払いは半分の15p)の場合、gross accountingの場合には $5p + 15p = 20p$ を基に相互接続料金を算定。

(2) net accountingの場合、もし発着のトラフィックが均衡していたとすると、計算料金については相殺され、 $(5p + 15p) - (15p - 5p) = 10p$ を基に相互接続料金を算定。

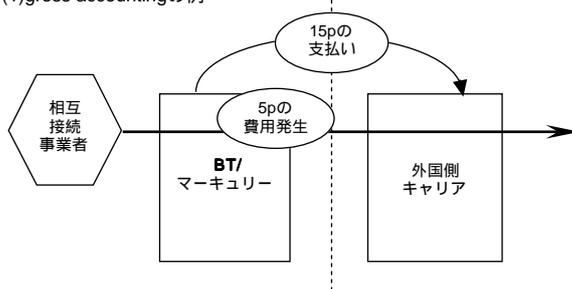
(注8)

完全にnet accountingに移行することは、BT / マーキュリーの収入を突然減少させるため、2つの方法の中間型を採用することも検討している。

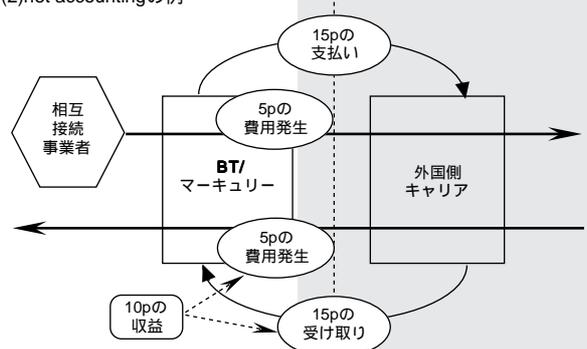
(注9)

デュオポリーを継続するかどうかの判断については、オフテルではなく貿易産業省(DTI)の管轄となる。

(1) gross accountingの例



(2) net accountingの例



COMMENT

現在オフテルは、95年4月から96年3月までの標準相互接続料金の検討を進めているが、算定に使用するコスト要素を巡ってBTと対立し発表が遅れており、95年12月に中間報告のみが発表されている。ここで採用されている方法はgross accountingであるが、例えば日本宛ての場合、相互接続料金は一分約60ペンスとなっている(接続形態・時間帯によって異なる)。これに対し、BTが顧客に提供する場合は通常料金(昼間)でも約87ペンスでありさらに最大約20%の割引サービスの存在を考慮すると、相互接続する事業者が競争的な価格で国際通信に参入することは困難と言えよう。なお、95年12月には、議論の透明性を高めるため、OECD諸国との計算料金が発表されている(他に計算料金を発表しているのは米国のみ)。日本宛ての計算料金は約66ペンス(33ペンスの支払い / 受け取り)となっている。



KDD RESEARCH



EUROPE

オフテルの提案は、あくまでも現在の枠組みを前提としており、今回の提案も移行的措置として位置付けられている。将来的には、DTIによるデュオポリーの見直しの他、オフテルの扱っている問題の中にも再販事業者への卸売り料金導入等、相互接続料金に大きな影響を与えるものがある。少なくとも、97年8月からの新料金規制のもとでは、現在の検討の前提は大きく変化することは確実であり、新しい算定の方法が求められることになる。

(細谷 毅)

フランス

電気通信法案の概要を発表

公正競争環境の創出を目指して独立規制機関の設立を規定する一方、当面はフランステレコムに公共サービスの責務が課されることに。

政府は、1998年以降の完全競争下における規制枠組みとなる新電気通信法案策定に向けての諮問文書に関する諮問の締めくくりとして、1月9日に円卓会議を開催、本会議において、フィヨン郵電担当相が新法案の概要を発表した。同案は公共サービスおよび簡便なネットワークアクセスの保証、競争環境の創出、公正競争の確立の4つを基本原則とするものであり、政府は本案を今春にも議会に提出する。なお、主な規定は以下のとおりである。

1) 公共サービスの保証(ユニバーサルサービスの定義)

- ・全国で均質な音声サービスを適正な料金で提供する(地域開発政策としての観点からも、地理的な差別は認めない。また、本規定に関しては技術革新を勘案して5年毎に見直すこととする。)
- ・緊急呼び出しサービスの無料提供
- ・案内業務、番号調べ、公衆電話(ペイフォン)の提供
- ・義務サービス(専用線、テレックス、ISDN)の提供
- ・国防、研究開発、高等教育など国益に貢献する使命

2) 簡便なネットワークアクセスの保証

- ・加入者線番号の単一化
- ・ナンバーポータビリティの実現
- ・統一電話帳の作成
- ・端末・インターフェイスの規格化

3) 競争環境の創出

- ・非差別的な法規制の適用
- ・ライセンス制度の明確化
- ・ネットワーク相互接続に関するFTの責務

4) 公正競争の確立

- ・電気通信に関する独立規制機関の創設
(新規事業者ライセンスは郵電省が付与、規制の適用や管理、制裁、調停は 規制機関が行う)



- ・周波数管理機関の創設(ライセンス付与は行わない)
- ・PTT公共サービス高等委員会は公共サービス提供の監視権限を強化

<出典>KDDバリ事務所(1.12)

COMMENT

本案は、基本的には昨年10月に郵電総局(DGPT)が発表した諮問文書に則した内容となっている。フィソ大臣は、公共サービスとしての基本電話サービスのユニバーサルな提供、すなわち、全国どこでも地理的な区別なく同質のサービスを適正な同一料金(大都市間通信でも僻地間通信でも同距離間であれば同一料金が適用される、という意味での同一料金)での提供に関して、FTの役割の重要性を強調しているが、完全競争後少なくとも数年間はFTのみが実質的な公共サービスの提供者となることを勧告すると、当然のコメントではある。

また、新法成立と共に、フランス電気通信分野における最優先課題に掲げられるFTの民営化であるが、政府は来年末までに実現する意向を表明しているものの、具体的なスケジュールに関しては未定である。フィソ大臣は昨年12月、FCCによるフェニックス承認を求めて渡米した際、FTの20~49%を売却すると予定される株式放出の規模を発表したが、具体的な時期については触れていなかった。政府としては、本案議会提出直後からFT民営化に着手する意向であったが、昨年末の公共機関による大規模なストライキの影響を真剣に受けとめ、民営化に対してはより慎重な態度を取る姿勢を打ち出したものであろう。フェニックスは、今月末のスプリント取締役会でも承認される模様であるが、前提条件であるFT民営化が暗礁に乗り上げたままであり、実効性のある立ち上がりまでの道程はまだまだ険しそうである。

(青沼 真美)

郵電総局、FT-ブイグテレコム相互接続問題を調停

今春サービスを開始するブイグテレコムは、FTへの支払費用軽減で投資効率のアップ・価格競争力の強化を図る。

郵電総局(DGPT)は1月10日、PCN事業者ブイグテレコムとFTとの相互接続に関する調停を行った。主な合意内容は以下の通りであり、概ねブイグテレコムの主張が認められている。

- ・ブイグテレコムはFTとの接続ポイントを自由に選択できる
- ・アクセスチャージはユニット単位(この場合は1ユニット=24秒)ではなく、秒単位で課金される。
- ・ブイグテレコムはバックアップ回線の調達にあたり、FTから従来の回線と同料金で調達できる。

両社は1月末までに本内容で仮協定を締結、本年末に行われるFTの上半期会計監査後に見直しを行い、正式締結に至る。

<出典>KDDバリ事務所(1.11)





EUROPE

COMMENT

本調停は昨年9月のブイグテレコム申し立てを受けて行われたものであるが、この内容に関してDGPTは、FTが相互接続料金問題を悪用して公正競争を阻害することを未然に防ぐものである、とのコメントを発表している。DGPTは、1994年にはFTと第二セラー事業者SFRとの相互接続に関し、FTに対して回線設備使用料を引き上げるよう裁定を下しており、これまでも公正競争の確立に努めてきた。なお、各事業者とFTとの係争に関しては、主官庁が調停を行う旨各事業者のライセンスに規定されている。

FT網と接続してサービスを提供している移動体通信事業者にとって、FTへの接続料金の支払総額は総売上上の3分の1にも達すると試算されている。今春サービス開始に漕ぎ着けるブイグテレコムにとっては、相互接続条件の改善が早急の課題となっていたわけだが、本調停によりFTに対する支払費用が軽減されることになった。これは、同社の投資効率アップおよび価格競争力強化に繋がるものであり、フランス移動体通信市場全体の活性化が期待されることである。

(青沼 真美)

スペイン

CATV法成立

CATV事業者に電気通信サービスの提供が認められた本法をもってEU指令に準拠。海外企業ではUSウェストの積極的なCATV市場参入が目立つ。

95年12月14日、懸案となっていたCATV法案が上院で可決され、正式に成立した。本法は本年1月1日に発効している。

本法案に規定されたラCATVライセンス付与権限を巡って、これを取得したい政府と、各地方自治体の権限維持を主張する野党人民党(PP)が対立していたが、最終的に国家・地方・市町村の3レベルの代表からなる委員会がライセンスを付与することで妥結を見ている。また、本法によってCATV事業者は、ライセンスを取得すれば全ての通信サービス(1998年までは基本音声を除く)を提供できることになった。その他の主な規定は以下のとおりである。

人口5万~200万程度に区分される各フランチャイズでは二つのCATVライセンスが付与される

そのうち一つは自動的にテレフォニカに付与されるが、同社はもう一つの事業者のサービス提供後9カ月を経てからサービス開始が可能となる

各CATV網とテレフォニカ網とのイコールアクセスを確立する

なお、本法に則ったライセンスは本年6月までに交付される見込みである。



COMMENT

95年5月の地方選挙で勝利をおさめたPPIは、その後自治体レベルでのライセンス付与を推進しており、本法成立の間隙を縫うようにして各地でCATV事業者が誕生している。バルセロナでは、テレフォニカが出資するCablevisionやUSウェスト率いるCTCが試行サービスの提供を開始しているほか、マドリードではUSウェストが出資するCTMがライセンスを取得するものと見られている。政府は、各自治体が付与したライセンスを審査した結果、本法に抵触する場合にはこれを認めない意向を表明しているが、一方で本年3月に予定されている総選挙ではPPの勝利が確実と見られており、PPIは政権奪取の暁には法改正を行うことを言明、CATVを巡る現状は混迷を極めていいる。なお、スペインは取り敢えずは本法成立をもって、CATV自由化に関する委員会指令に準拠したことになる。(青沼 真美)

テレフォニカ、電力事業者Iberdrolaと戦略的提携を締結

■ 双方の主要出資者であるBBVを通じての関係強化か?しかしながら、代替インフラ保有者とPTTとの提携は公正競争を阻害する可能性も?

1月18日、テレフォニカと電力事業者Iberdrola(イベルドロラ)^{注10)}は、通信分野における戦略的提携締結を発表した。主な提携内容は以下のとおり。

電力業界を主要ターゲットに通信サービスを提供する合弁会社の設立

それぞれグループ傘下のTelefónica SistemasおよびUIPICSAを通じて折半出資の合弁会社を設立する。新会社は主に電力関連企業をターゲットに付加価値サービスをはじめ、電力設備の監視などの遠隔管理サービスやオンラインサービスなどを提供する。

また、将来的には、それぞれのサービスに特化した合弁会社の設立や両グループの関連子会社の統合などを検討する方向にある。なお、両社は他企業へも参加を呼びかけている。

CATV事業への共同進出

テレフォニカが80%を保有する持株会社Telecarteraの15%分および各地域CATV事業者への出資分のうち一部をイベルドロラに譲渡する。

通信インフラの有効活用に関する協定締結

両社が保有する通信網の相互接続や回線容量の相互調達によって、重複投資を回避し、利益率の向上を図る。

南米市場進出に際しての協力

また、全般的な提携の実現に向けて調整委員会が設立され、研究開発プログラムや海外活動の調整、ノウハウの交換、サービス開発などを行う。

<出典>KDDマドリード事務所(1.22)他

(注10)

電力事業者イベルドロラは、14県で800万に電気を供給している。



KDD RESEARCH



EUROPE

COMMENT

イベルドロース(以下イ社)は、これまでも多角化の一環として電気通信事業(ページングやPAMR(MCA無線)など)を手掛けており、本提携に先立って関連部門の再編を行っている。電力事業者EndesaおよびSevillanaと設立した合弁会社Secomtelの株式を2社から買い取り、イ社の100%子会社としたほか、同様の合弁会社Teletrunk社に関するも上記2社と取得交渉を進めており、本格的な通信事業参入の姿勢を打ち出した。通信分野のノウハウを求めるイ社にとって、テレフォニカは何よりのパートナーであろう。

一方、テレフォニカは代替インフラを保有する複数の電力事業者からイ社を選択したわけだが、両社を結ぶ掛け橋となっているがBBV銀行である。BBVはイ社の過半数出資者であると同時に、テレフォニカのコア株主を形成しており、本件はBBVにとってはまさにお誘い向きの提携といえよう。

ここ数年、1998年からの完全競争実現に向けて積極的な姿勢を打ち出してきたスペインであるが、テレフォニカに対する全面的なCATV事業参画の認可といひ、今回のテレフォニカによる代替インフラ事業者との提携といひ、実質的には同社のドミナンスが強化されている点が注目される。勿論、BTをはじめとする海外キャリアやコールバック事業者の進出によりテレフォニカを取り巻く環境は確かに厳しくなっている。しかしながら、本件に関して言えば、代替インフラを所有するイ社との提携がインフラ開放を妨げ公正競争を阻害する可能性は十分考えられ、実質的な競争環境整備は遅れているといふことができる。今後、公正競争の見張り番として、欧州委員会が本提携に関する審査など何らかの動きを見せることも予測され、その成り行きが注目されるところである。(青沼 真美)

ベルギー

ベルガコムの戦略的パートナー決定

終盤に新たな出資者を得たアメリテック率いるコンソーシアムが落札。ベルガコムはポスト1998に向けて海外キャリアの出資を通じて競争力強化を目指す初のEUキャリアに。

12月14日、ベルギー政府はベルガコムの株式49.9%を売却する戦略的パートナーを発表した。12月7日の最終入札にはオランダPTT-スイスPTT連合およびアメリテック/テレダンマーク(TD)/シンガポールテレコム(ST)連合という2つのコンソーシアムが参加したが、最終的には三社連合が落札、ベルガコムの総株式4,000万株のうち1,999万9,999株を733億ベルギーフラン(約2,560億円)で取得する。三社の出資比率は、アメリテック37%、TD35%、ST28%である。なお、今後ベルガコムの社長はベルギー政府が任命、取締役会はベルガコム側と3社連合側が同数を選出、最高18名の役員で構成される(注11)。

<出典>Financial Times、KDDジュネーブ事務所(12.15)他

(注11)

具体的にはベルガコム9名、アメリテック4名、TD3名、ST2名となる模様。

COMMENT

提携パートナーを巡る入札の取り下げが相次ぎ、政府の選定結果が注目されていたが、最終的に11月になって結成されたアメリテック率いる三社連合が瑞蘭連合に競り勝った。ベルギー政府は、選定基準として提示金額・技術的評価などをあげていたが、赤字削減が当面の課題であるベルギー政府にとっては、取得額も大きなウェイトを占めたものと思われる。その意味では、瑞蘭連合の提示した2,000億円弱は、三社連合に見劣りするものであった。また、瑞蘭連合との提携がユニソースへの吸収に繋がるとの懸念から三社連合を選定したとの見方もなされている。政府は、売却額を30～35億ドル程度と試算していたが、将来的なリストラや人員削減に際しての労働組合側との対立や、1,100億フランにもものぼる年金の支払などが不確定要素となって、試算額を下回る結果となった。ルボ通信相は、戦略的パートナー選定によって、現在ベルガコム職員に保証されている公務員としての地位が変更されることはない、とのコメントを発表しているが、ベルギーでは12月中旬、国有企業の民営化を巡って大規模なストライキが実施されており、3社連合は今後慎重な労組対応を迫られることになる。

(青沼 真美)

オーストリア

DT-シーメンス連合、第二GSM事業者ライセンスを取得

一方、エリクソンはシーメンスの参画はEU競争法に抵触するとして、欧州委員会に審査を要請。

12月29日、政府は第二GSMライセンスの入札結果を発表、40億シリング(約420億円)という最高額で応じたÖ-callが第二事業者として選定された。ライセンスの有効期間は20年間。Ö-callは本年央にもサービス提供を開始、今世紀末までに40万加入の獲得を目指す。

<出典>Financial Times(95.12.30/31)

第二GSMライセンス応募者

(1オーストリアシリング 10.5円)

コンソーシアム名	主要出資者	入札提示額
United Telecom Austria	エアタッチ、地域電力会社9社など	25億シリング
Montacom	ヴォダホン、ベルアトランティック、Kurlerなど	29億シリング
Austrokom	マンネスマン、RWE、Creditanstalt Bankverein、OEL	26億シリング
Ö-Call	デテモビル(25%)、Siemens Österreich(19.8%)、BAWAG(19.5%)、Kronen Zeitung(10%)、Bayersiche Landesbank Girozentrale(7.5%)、Erste Allgemeine Genera(9.1%)、Bundesländer Versicherung(9.1%)	40億シリング
Hallo Telecom	ユニソース、A+Te(塊)、Alcatel Austria、など	応札取り止め**
Connect Austria	VIAG、テレノール、Radex-Heraklithなど	27億シリング

* DTの移動対通子会社

**ユニソースは、国営通信事業者PTVとの提携を選択、今回の入札からは撤退した。



KDD RESEARCH



EUROPE

COMMENT

シーメンスの関与が物議を醸している。事業者とサプライヤーとの兼業に加えて、Ö-callの主要出資者であるシーメンスオーストリアに政府が出資していること、シーメンスオーストリアは国営事業者PTVの主要サプライヤーであることなどから、Ö-callへのライセンス付与見直しを求める声が聞かれている。エリクソンは、シーメンスがオーストリアの通信システム・機器市場を席巻して公正競争が確立されないことを危惧、今回の選定はEU競争法(マーストリヒト条約第85・86条及び第90条)に抵触する可能性があるとして欧州委員会に審査を要請した。また、United Telecomは、選定プロセスの詳細如何では法的手段に訴えたいとの意向を表明、これに対して政府は、最高額を提示したÖ-callへのライセンス付与に問題はないとしている。しかしながら、公正競争環境の阻害には欧州委員会が厳しい目を光らせていることから、今回の決定が見直される可能性も考えられよう。

なお、取り敢えずライセンスを取得したDTにとって、本ライセンス取得はGSMによる初の海外進出となっている。(青沼 真美)

ハンガリー

DT-アメリテック連合、Matav筆頭株主に

政府から通信事業者Matavの株式を新たに30%取得、出資比率を67%に高める。ハンガリーはPTTに対する政府の出資比率が過半数を割った初の東欧諸国に。

ハンガリー政府は12月20日、DTとアメリテックが設立したマジャーコムに対して、新たにMatav^(注12)株式の37%を8億5,200万米ドルで売却すると発表した。マジャーコムは、1993年末に30%を取得しており、今回の取得によってMatav株式の67%を保有する筆頭株主となる^(注13)。

<出典>Financial Times(95.12.20) KDDFイマ(1.9)

COMMENT

1993年末の株式取得に際して、マジャーコムには、2002年までに43億ドルを投じて年15%以上のペースで加入者回線数を増やす、1999年までには電話普及率を現在の約15%から35%まで引き上げる、1997年までには新規加入者回線設置期間を6カ月以内まで短縮する、などの義務が課されていた。同社は、これに則して国内網整備を進めており、ハンガリーの通信事情は着実に改善されている。特にMatavが市内網を運用する39地域の加入者回線数は、94年からの2年間で倍増、100人あたりの回線数は95年末には24回線まで向上した。

さて、海外戦略の一環として東方政策を掲げ、東欧各国で実施されているGSM事業者応札や事業者民営化にも名乗りをあげているDTであるが、前回のMatav株式取得で東欧進出を達成、ハンガリーを東欧諸国の通信ハブにする意向を打ち出している。今回マジャーコムが筆頭株主となったことで、ハンガリーへの関与をさらに深くするものと思われるが、パートナーであるアメリテックが東欧における投資縮小を検討しているとも伝えられており、DTの主導的役割が一層強化される方向にある。(青沼 真美)

(注12)

Matavには1993年から25年間にわたる電話サービス提供ライセンス、2001年までの長距離サービスの独占運用権、全国54地域のうち39地域での市内網独占運用権が認められている。

(注13)

残りの33%のうち25%は政府が所有、8%は市場放出される。



KDD RESEARCH

ポーランド

GSM事業者入札状況

3コンソーシアムのみが応札。一方、FT・アメリカテックは政府・TPSAを提訴、両者の関係は泥沼化。

1月3日、GSMライセンスの入札が締め切られた。最終的に以下の3つのコンソーシアムが参加、政府は2月中旬にも選定結果を発表する予定である。なお、各コンソーシアムとも外資企業の出資比率は最大49%に制限されている。

- PTK(USウェスト、デテモビル、Elektrimなど現地企業)
- Polcomte(エアタッチ、テレダンマーク、Petrochemie Plockなど現地企業)
- Ciech(STET、Ciech)

<出典>Fintech Mobile Communications(1.11)他

COMMENT

このほか、マンネスマン/ユニソース連合およびVebacom/テレコムフィンランド連合の2つのコンソーシアムが応札を予定していたが、取得料の最低水準が1億ECU(約135億円)と高額であること、過半数を出資する現地企業探しが難航したことなどを理由に取り止めるに至った。加えて、アナログセルラー事業者CentertelのGSMライセンス取得を巡るポーランド政府・TPSAとアメリカテック・FTの泥仕合が、取り止めを決める一因になったと言えよう。GSMライセンスを巡って現政府は、95年春に成立した新電気通信法の規定を適用、Centertelも新たにライセンスを申請する必要がある、との見解を表明している。一方、アメリカテックとFTは、アナログライセンス取得料にはGSMと同じ周波数帯である900MHz帯の利用料を含むことを記した趣意書を締結したとしており、水面下で政府との交渉が行われていた模様である。しかしながら、結局決裂となり、両社はポーランド政府およびTPSAに対して5億米ドルの損害賠償を要求、アメリカテックは12月19日、FTは1月2日に国際司法裁判所に調停申請を行っている。このような政府・TPSAの信義に悖るともいえる対応を横目で眺めてきた上記2連合としては、投資にあたって先行きの不安を感じるのは至極当然のことであろう。一方、そんなことはものともせず、文字通りのベンチャービジネスに打って出た3コンソーシアムだが、アナログセルラーの普及が進んでいない現状やポーランドの将来的なEU加盟を睨み、GSM市場の図り知れない将来性を見込んで応札に至ったと言える。各コンソーシアムに参加した外資企業、特に欧州キャリアは、いずれも積極的な海外進出を企業戦略として掲げていることから、ライセンス取得結果は勿論、GSM事業の成否そのものが注目されている。

(青沼 真美)



AFRICA

アフリカ全般

AT&Tとアルカテル、環アフリカケーブル敷設で協力

両社のプロジェクトを一本化、1999年の完遂を目指す。

AT&Tとアルカテル^(注14)は、環アフリカケーブルに関する協力協定を締結した。これにより、両社がそれぞれ打ち出していた環アフリカ海底ケーブル敷設計画「アフリカワン」および「Panafrican Cable Systems」は、改めて「アフリカワン」として構築されることになる。

<出典>AT&T News Release(95.12.20他)

(注14)

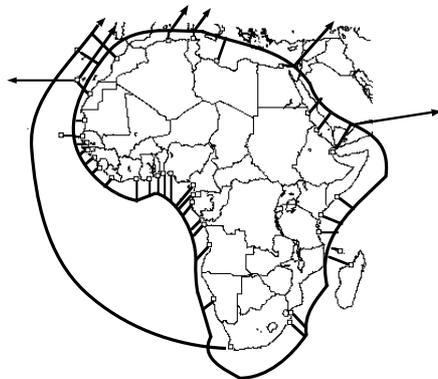
実質的には各グループ傘下のAT&Tサブマリンシステムズおよびアルカテルサブマリンネットワークスが設計・構築・機器製造・供給などを行う。

COMMENT

AT&Tは、1994年4月に開催されたアフリカテレコム94において、総長39,000km、39都市に陸揚げする環アフリカ海底ケーブル敷設計画アフリカワンを発表、アルカテルもアフリカ西海岸の16カ国20都市を接続するPanafrican Cable Systemsを発表した。アフリカを巡る複数のケーブルプロジェクトの完遂は困難と見られていたが、アルカテルの計画は実質的にアフリカワンの西半分に相当することから、最終的に両社はプロジェクトの一本化によって投資の効率化を図ったものと見られる。

なお、AT&Tは1995年6月、アフリカワンへの協力を表明していたRASCOM及びPATUと構築に関するMoUを締結していたが、同年11月に開催されたITUの開発セクター会合において、アフリカワンは正式プロジェクトとして承認されている。総工費は26億米ドルと見積られており、世界銀行やアフリカ開発銀行などが資金供与を行う。両社は本年内には着工、1999年の完成を目指している。本プロジェクトは、現時点でのアフリカ各国の国内網整備に寄与するものではないとして即時的有効性を疑問視する声も聞かれる一方、将来的な広帯域サービスへの道を開くものとして期待されている。(青沼 真美)

環アフリカケーブル～アフリカワン



カーボベルデ

ポルトガルテレコム、カーボベルデテレコムに出資

PTは旧植民地におけるプレゼンス強化を図る。

12月12日、カーボベルデ政府はカーボベルデテレコム(以下CVT)の株式売却に関する契約をポルトガルテレコム(以下PT)と交わした。本契約によれば、政府はCVTの株式40%を2,000万米ドルで売却、PT側ではそのうち30%分を傘下のPTK(ポルトガルテレコ



KDD RESEARCH

ムインターナショナルが、10%分をAliança Atlântica(アリアンサ・アトランティカ)^{注15)}が取得する。
<出典>Agence France Press(12.13)

COMMENT

これまで、ポルトガルの通信キャリアとしてはマルコーニがアフリカ地域など海外諸国に対する積極的な関与を行ってきたが、今後はこの夏にマルコーニの吸収を完了したPTが、海外展開の主体となる。

ポルトガルは、1995年7月にポルトガル語を母国語とする諸国の文化・経済・外交面での結束を図る「ポルトガル語圏共同体」設立構想を打ち出した。旧植民地諸国が、地理的条件からフランス語圏諸国によるCFAや英連邦への加盟を検討している現状を憂慮したポルトガルは、言語を共通項に影響力の保持を図る方針であるが、電気通信分野においては以前からその傾向が見られている。マルコーニはギニアビサウやサントメプリンシペの事業者に出資してきたが、PTはアリアンサ・アトランティカを通じて、モザンビーク国営電気通信会社などへの出資を検討中である。
(青沼 真美)



(注15)
1993年8月にマルコーニとブラジルのエンブラテルが折半出資で設立した合弁会社。企業内通信サービスの提供及びコンサルティングを行うほか、同社を通じて海外におけるビジネスチャンスの開拓を目指している。

ギニア

テレコムマレーシア、ギニア進出

通信事業者Sotelguiの株式60%を取得することで、ギニア政府と合意。テレコムマレーシアにとってマラウイに続くアフリカ進出。

テレコムマレーシアはアフリカ西部のギニアにおける独占通信事業者Sotelgui (Societe des Telecommunications de Guinee SA) に約4,500万米ドルを出資、同社の株式60%の出資を取得することで、ギニア政府と合意したと発表した。テレコムマレーシアはインフラ整備や移動体通信サービスの支援を行う。テレコムマレーシアはアフリカ南部マラウイ共和国に続くアフリカへの進出となる。

<出典>Asia Wall Street Journal(1.2) Reuter News Service(95.12.29)

COMMENT

ギニアの電気通信事情は、100人あたりの加入者回線数が、0.14回線と低い。ギニア政府としても、海外キャリアへの株式売却で、ネットワーク構築および近代化に必要な資金調達、および技術的なノウハウ取得の意向がある。なお、テレコムマレーシアは1994年11月に今回の進出計画を表明していた。
(加藤 潤一)

(注16)
Sotelguiは政府100%保有の株式会社であり、ギニアにおいて、電気通信事業を独占的に行っている。



KDD RESEARCH

KDD総研、インターネットのホームページを開設



Welcome to Information Plaza
知の広場へようこそ

KDD総研は、インターネットのホームページ、“インフォメーションプラザ”を開設しました。プラザには、『KDD総研R&A』の最新号から主だった記事を選んで掲載しています。また、本誌のバックナンバーについても、半年分の目次がオンラインでご覧いただけます。本誌のご購読とあわせて、是非、ご利用ください。“インフォメーションプラザ”のインターネットアドレスは次のとおりです。

<http://www.plaza.co.jp>

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1996 February

発行日 1996年2月20日
発行人 景山 正
編集人 立花 敬
発行所 株式会社 KDD 総研
〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F
TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017
年間購読料 19,800円(消費税・送料込み、日本国内)
レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD UK Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium

Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-514-5444

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD Hong Kong Ltd.

Room 2701, 27th Floor, East Tower, Bond Centre,

89 Queensway, Central, Hong Kong

Tel:852-525-6333 Fax:852-868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国 Seoul 特別市中区巡和洞 1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338

次号の特集(予定)

ニュージーランドの
壮大な実験(後編)